

第3期

鉾田市教育振興基本計画



令和3年3月

鉾田市

はじめに

銚田市教育委員会では、平成31年3月に「第2期銚田市教育振興基本計画」を策定し、銚田市教育目標である「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」の下、就学前教育・家庭教育、学校教育、成人教育やスポーツ、文化芸術などの社会教育について、それぞれの分野を相互に連携させながら、様々な教育施策の推進に取り組んでまいりました。

しかし、近年、人工知能の飛躍的進化に象徴される急速な技術革新、グローバル化の進展、少子高齢化など社会は加速的に変化しており、地域コミュニティの希薄化、貧困の連鎖など子どもたちを取り巻く家庭や地域の環境も大きく変化しております。また、学校教育におけるICT機器の活用や教員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策としての新しい生活様式（学校においては「学校の新しい生活様式」）の導入など、学校や子どもの学びの在り方は新たな局面を迎えております。

このような中、将来を担う子どもたちには、自分の可能性を認識するとともに、他者を尊重し協働しながら課題を解決し、持続可能な社会の創り手となることが求められています。また、加速化する社会的変化を乗り越え、自らの人生を切り拓き、人生100年時代を豊かに生きていくためには、市民一人一人が学び続ける意欲をもち、態勢をつくる必要があります。そこで教育行政においては、子どもたちが安全・安心に学習できる教育環境の整備などに加え、成人してからも学び続けることのできる社会環境づくりが重要になってまいります。

このたび、第2期銚田市教育振興基本計画の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、「第3期銚田市教育振興基本計画」を策定しました。学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、子どもたちが夢や希望をもって困難を克服し、それぞれが思い描く幸せを実現できるような「生きる力」の基盤を育むとともに、生涯にわたり学び、学んだことを明日、そして将来につなげられるような社会の実現を目指して教育行政に取り組んでまいります。

結びに本計画策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました市民、児童生徒、学校関係者の皆様、また、策定委員会において御審議いただきました委員の皆様などから、たくさんの貴重な意見をいただきましたことに御礼を申し上げますとともに、今後とも本市教育の振興に皆様のより一層の御理解・御協力を心よりお願い申し上げます。

令和3年3月

銚田市教育委員会 教育長 石崎 千恵子

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	策定体制	3
	(1) 策定委員会	3
	(2) 庁内ワーキング会議	3
	(3) 市民意向の反映	3
	(4) 事務局	3
5	策定の背景	4
	(1) 教育基本法の改正	4
	(2) 学校教育法の改正	4
	(3) 社会教育関連法の改正	4
	(4) 文化財保護法等の改正	5
	(5) 国の第3期教育振興基本計画	5
	(6) 学習指導要領の改訂	6

第2章 教育を取り巻く現状

1	教育をめぐる情勢	7
	(1) 人口減少・高齢化の進展	7
	(2) 急速な技術革新とグローバル化の進展	8
	(3) 環境問題の深刻化	9
	(4) 持続可能な開発目標（SDGs）	10
	(5) 子どもの貧困など社会経済的な課題	11
	(6) 子ども・若者をめぐる状況の変化	12
	(7) 地域と家庭の状況の変化	13
	(8) 教職員の負担増大	13
2	銚田市の教育に関する現状	14
	(1) 年齢3区分人口の推移	14
	(2) 一般世帯の家庭類型割合	14
	(3) 外国籍世帯の推移	15
	(4) 就学前児童の状況	16
	(5) 小学校児童数の推移	18
	(6) 中学校生徒数の推移	20
	(7) 特別支援学級在籍者数の推移	21
	(8) ICT活用教育のための施設整備	22
	(9) 学校給食の現状	23

(10) 放課後児童クラブ・学童保育利用状況.....	23
(11) 土曜教室実施状況	24
(12) 図書館の利用人数・貸出冊数の推移.....	25
(13) 公民館の利用人数の推移.....	26
(14) 運動施設利用者数の推移.....	27
(15) 市内の文化財の状況.....	28
3 アンケート調査結果.....	30
(1) 調査概要.....	30
(2) 集計結果（抜粋）	30
4 第2期教育振興基本計画の進捗状況	46

第3章 銚田市が目指すこれからの教育

1 教育目標.....	60
2 基本方針.....	63
3 家庭・地域・学校・行政の基本的役割	64
(1) 家庭の役割.....	64
(2) 地域の役割.....	64
(3) 学校の役割.....	65
(4) 行政の役割.....	65

第4章 教育推進のための施策の展開

1 施策体系.....	66
2 施策の展開.....	70
基本方針1 子どもの個性を伸ばし生きる力を育む，学校教育の推進.....	70
基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実	78
基本方針3 郷土の自然・伝統・文化を継承し，生涯を通して学び，活躍できる環境の充実.....	81
基本方針4 生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実.....	87

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進管理.....	90
2 計画の推進体制.....	91
3 情報の発信と収集.....	91

資料編

1 銚田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	92
2 銚田市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	94
3 銚田市教育振興基本計画庁内ワーキング名簿	94
4 策定経過.....	95
5 用語解説.....	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」を教育目標に掲げ、平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、平成26年3月に「銚田市教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）」、平成31年3月に「第2期銚田市教育振興基本計画（平成31年度から令和2年度）」を策定し、将来を担う子どもたちの育成、生涯学習の活性化、文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実など様々な教育施策に取り組んできました。

急速に進む技術革新によるICTの変化やグローバル化の進展、少子高齢化の進展による人口構造の変化などにより、教育を取り巻く環境は大きく変わっています。また、平成29年3月に学習指導要領が改訂され、教育の在り方についても時代に応じた変革が求められています。

国では、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画において、第2期計画の「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承しつつ、令和12年（2030年）以降の社会を展望した超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、若年者の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要とされ、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

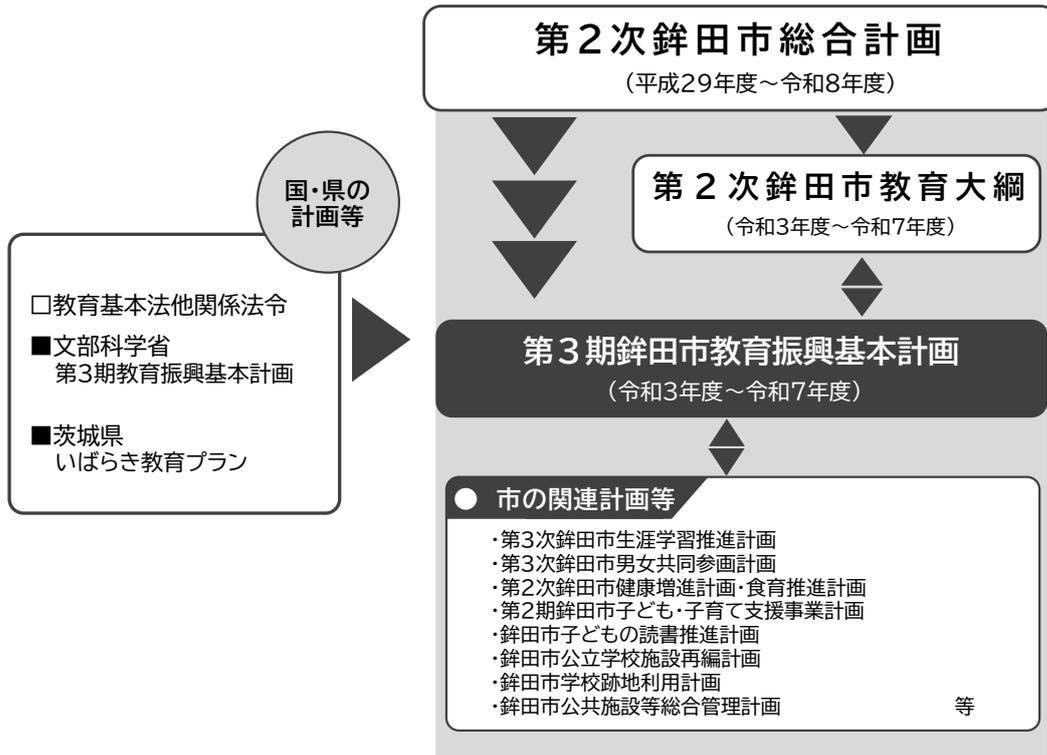
こうした背景及び第2期銚田市教育振興基本計画の計画期間が終了することから、これまでの取り組みや課題を検証し、本市の教育を取り巻く状況を踏まえて新たに「第3期銚田市教育振興基本計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、本市の教育行政の振興を図る計画として策定しています。

また、本市の最上位計画である銚田市総合計画の教育分野における部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合性を図りながら、教育施策を推進していきます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2次銚田市総合計画		基本構想:10年間									
基本計画		前期計画 (平成29～令和3年度)					後期計画 (令和4～令和8年度)				
銚田市教育大綱		第1次 (平成28～令和2年度)					第2次 (令和3～令和7年度)				
銚田市教育振興基本計画		第1期		第2期		第3期 (令和3～令和7年度)					
いばらき教育プラン(県)											
第3期教育振興基本計画(国)											

4 策定体制

(1) 策定委員会

計画の策定については、「銚田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱」に基づき策定委員会を設置し、計画の策定に関する調査・研究及び計画策定に必要な事項について審議・検討を行います。

(2) 庁内ワーキング会議

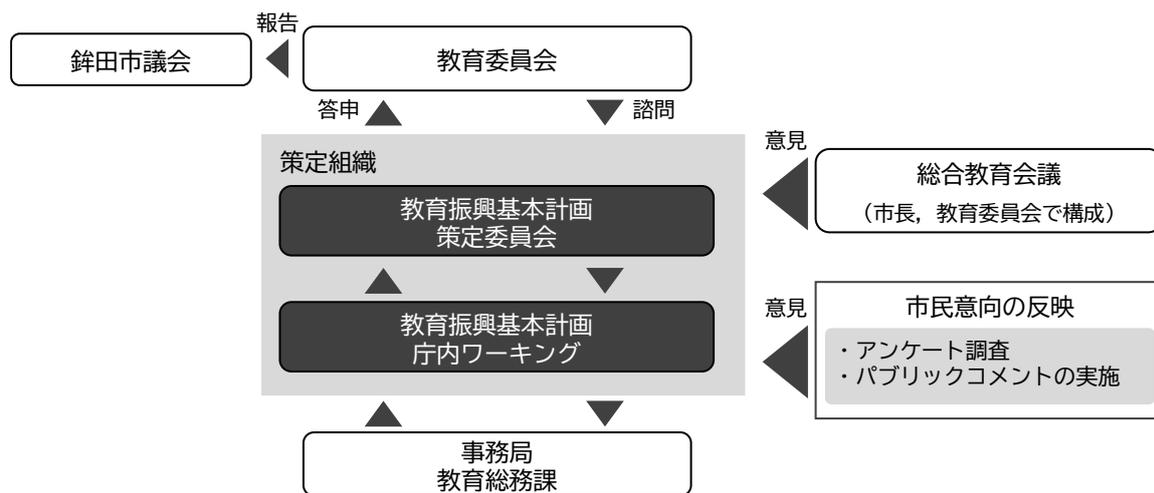
策定委員会の下部組織として庁内ワーキングチームを設置し、計画策定に必要な調査、検討資料作成のための調整及び協議を行います。

(3) 市民意向の反映

市民の意見を広く聴取し計画に反映するため、一般市民、小中学校児童生徒、小中学校教職員、幼稚園教職員を対象にアンケート調査を行うとともに、計画案については、パブリックコメントを実施しました。

(4) 事務局

計画策定に関する事務は、銚田市教育委員会教育総務課で行います。



5 策定の背景

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月全面改正された教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など普遍的な理念を継承しつつ、生涯学習社会の実現や家庭教育、学校・家庭・地域社会の連携協力、国と地方公共団体の役割分担と責務等が盛り込まれました。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 学校教育法の改正

平成31年4月に学校教育法等の一部を改正する法律が施行されました。令和2年度から順次実施される学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善のため、小学校・中学校・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。

また、障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、教育課程の全部において紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。

(3) 社会教育関連法の改正

「教育基本法」の改正を踏まえ、平成20年に社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定について、「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」の一部が改正されました。

平成29年3月には、さらに社会教育法の一部が改正され、地域住民の自主的な学びの成果を活用した学校・社会教育施設等での活動機会の提供や、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供等、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」に関する規定の整備がなされました。

(4) 文化財保護法等の改正

地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「文化財保護法」の一部が改正され、平成31年4月に施行されました。

この改正により、市町村は文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できるようになり、未指定文化財の円滑な認定と確実な継承を推進することができるようになりました。また、市町村による文化財保存活用支援団体の指定や個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しなど、地域全体で文化財を保護する体制を構築できるようになりました。

同時に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、条例により地方公共団体の長が文化財保護の事務を担当できることとなりました。それに伴い「文化財保護法」では、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、地方文化財保護審議会を必置とすることを定めています。

(5) 国の第3期教育振興基本計画

教育基本法第17条に基づき、国は第3期教育振興基本計画を策定しています。この計画では、人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来、グローバル化、子どもの貧困等社会状況や生活の変化を見据えた教育政策の在り方を示し、様々な施策の推進に取り組んでいます。

教育の目指すべき姿

- | |
|--|
| <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 |
| <社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 |

今後の教育政策に関する基本的な方針

- | |
|------------------------------------|
| 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する |
| 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する |
| 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える |
| 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する |
| 5. 教育政策推進のための基盤を整備する |

(6) 学習指導要領の改訂

学習指導要領が改訂され、幼稚園は平成30年度から、小学校及び特別支援学校小学部は令和2年度から全面実施されており、中学校及び特別支援学校中学部は令和3年度から全面実施となります。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくために、これまでの子どもの「生きる力」を育むという目標に加え、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「カリキュラム・マネジメント」を活用し、3つの資質・能力としての「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性など」、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力など」をバランス良く育むことが求められています。それらを具現化するための対話的・主体的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視し、教科等の横断的な学習を充実することと、単元・題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業改善を行うなど、カリキュラム・マネジメントの確立が求められています。



第2章 教育を取り巻く現状

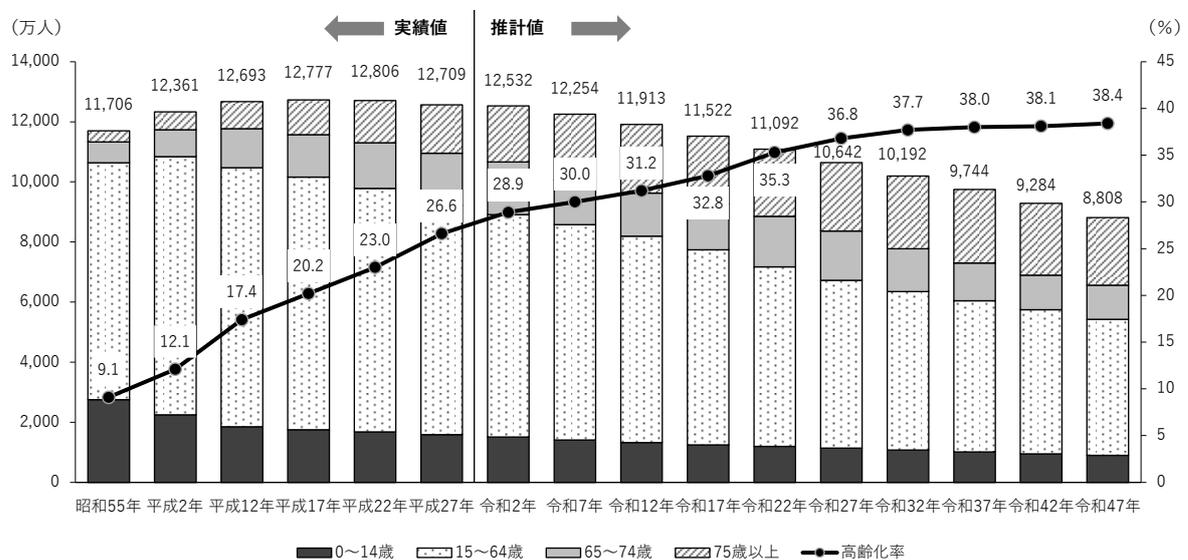
1 教育をめぐる情勢

(1) 人口減少・高齢化の進展

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして減少傾向にあり、令和12年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、経済協力開発機構（OECD）の予測では、生産年齢人口の割合がOECD加盟国中最下位になるとされています。また、65歳以上の中でも、75歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていくとの指摘もあります。

小・中・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、高等教育機関への主たる通学者である18歳人口も現在の約120万人から、令和14年（2032年）には約98万人となり、さらに令和22年（2040年）には約88万人まで減少するとの推計もあります。

▼全国の将来推計



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

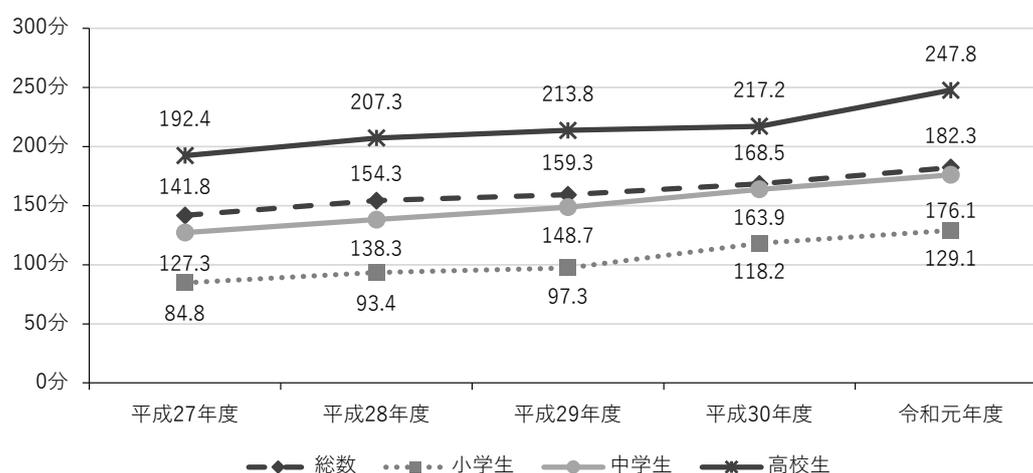
(2) 急速な技術革新とグローバル化の進展

令和12年（2030年）頃には、第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

ICT（情報通信技術）等の技術革新を背景に、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが、これまでの国や地域という垣根を越えて活性化するグローバル化や情報化の流れなどを加速させ、経済をはじめとする様々な分野で、国際社会との連携等の関係が深まっています。今後、国際的な視野に立って判断・行動できる児童生徒の育成に向けては、様々な文化に触れる国際交流活動の充実や外国語の習得、情報活用能力の育成など、グローバル社会で活躍できる資質・能力の育成が重要な課題となっています。

スマートフォンをはじめとした様々な情報機器などの普及に伴い、子どもたちがICTを利用する時間は増加傾向にあります。情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘もあります。また、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じる可能性もあるため、個人情報の保護や情報セキュリティの強化など様々な事案に対する体制の整備が求められるとともに、ICTの利便性と犯罪等の危険性の両面について指導を行い、一人一人が情報及び情報技術を正しく使いこなす力や活用する態度など情報活用能力を身に付けることが重要となります。

▼青少年のインターネットの利用時間(平日1日当たり)



資料：内閣府「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) 環境問題の深刻化

地球環境問題（地球温暖化や気候変動、食料やエネルギー資源問題に加え、大気・土壌・海洋汚染等）が深刻化する中、一人一人が環境問題についての理解を深め、環境保全活動に参加しようとする意欲や環境問題の解決に資する能力を育成することが大切です。

また、地震や台風、集中豪雨等の異常気象などによる自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡がりなどにより、感染防止対策として、今までの生活に対する意識を変える新しい生活様式が求められています。学校教育においては、児童生徒の心のケアや学習環境の整備など、子どもたちが安全で安心して教育を受けられる環境を整えるとともに、危険を予測して回避するなど自らのいのちを守り、主体的に行動できる力の育成が求められています。

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応を求められる状況であり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、あわせて感染者に対する差別や偏見の防止など、人権にも十分配慮した上で、学校運営を継続していく必要があります。本市においては、国が示した学校再開ガイドライン等に基づき「教育活動の実施等に関するガイドライン」を作成し、感染防止対策に努めています。

学校教育において、感染拡大の状況にかかわらず、子どもたちの学びを最大限に保証していくために、臨時休業を行わなければならない場合であっても、子どもたちが学ぶことを継続できる体制を整備する必要があります。

▼新しい生活様式

【日常生活を営む上での基本的な生活様式】

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を 28℃ 以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集，密接，密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事，禁煙等，適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定，健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

資料：厚生労働省

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、令和12年までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

教育は、SDGsの目標4に位置づけられ、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められています。

我が国においては、3本の柱を中核として、「日本のSDGsモデル」の展開を加速していくとしており、「SDGsアクションプラン2020」に、「人づくり」の中核としての保健、教育の中に「新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進」が掲げられています。

本市では、学校教育においてこれまでESDとして環境や資源・エネルギー、貧困、開発や平和に関する地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところからその解決に向けて考え行動できる力の育成に取り組んできました。

ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGsの17すべての目標の達成に貢献するものと言われています。今後もSDGsの達成のために教科横断的な学びを通じて、ESDを一層推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(5) 子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困は、相対的貧困率について改善がみられるものの、2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、我が国の17歳以下の約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるなど大きな問題となっています。家庭の社会経済的背景(家庭の所得、保護者の学歴など)と子どもの学力には相関関係がみられることを指摘する研究もあり、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

こうした背景を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を受け、平成26年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、令和元年6月に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を受け、令和元年11月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直しされました。

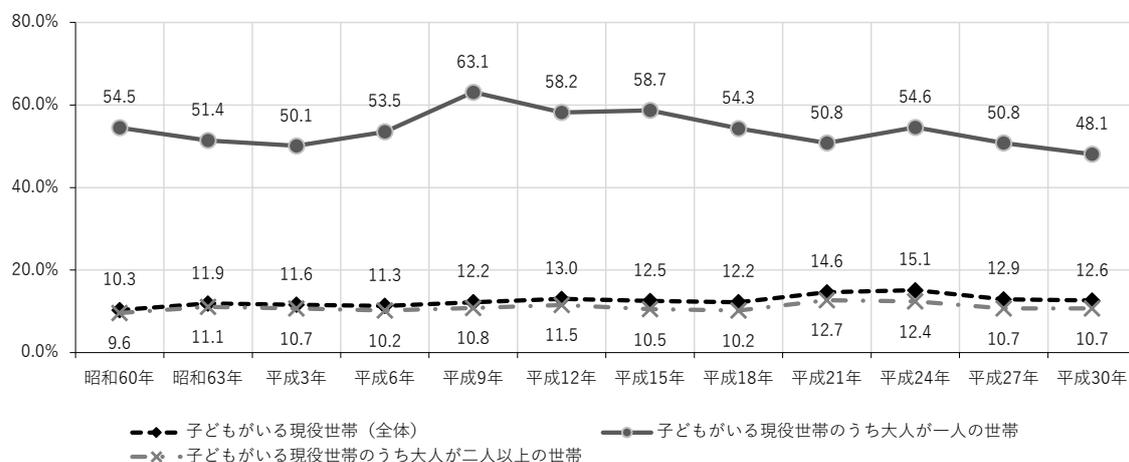
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちの成長を支える生活環境の充実に向けて取り組む必要があります。

▼子どもの貧困率



資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

▼子どもがいる現役世帯の貧困率



資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

(6) 子ども・若者をめぐる状況の変化

■幼児教育について

幼児の発育に関しては、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されており、改めて幼児教育の重要性への認識が高まっています。

■子どもの学力について

小中学校の児童生徒の学力に関しては、近年改善の傾向にあり、「全国学力・学習状況調査」において学力の改善がみられる一方、学ぶことと社会とのつながりを実感しながら、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があると考えられます。

■子どもの心の育成について

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであることや、子どもたちの自己肯定感が諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、子どもが自然や文化芸術を体験する機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性があります。

小中学校においては、不登校児童生徒数は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発生していることから、道德教育の一層の推進や家庭・地域と連携した教育の充実が求められています。

■子どもの体力について

子どもの体力については近年の「体力・運動能力調査」においては、全体としてはゆるやかな向上がみられるものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がみられることが指摘されています。

■特別な配慮を必要とする子どもについて

障害のある子どもの教育については、障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が受けられるようになり、発達障害を含めた障害のある子どもの幼・小・中・高等学校等への就学も増えています。こうした状況を踏まえ、一人一人の子どもの障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を行っていく必要があります。

外国籍の子どもや両親のいずれかが外国籍である子どもは増加傾向にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が急務となっています。

(7) 地域と家庭の状況の変化

ライフスタイルの多様化や価値観の変化、単独世帯やひとり親世帯の増加などにより、地域間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、子育てについての悩みや不安を抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといったことも家庭教育を行う上での課題となっています。

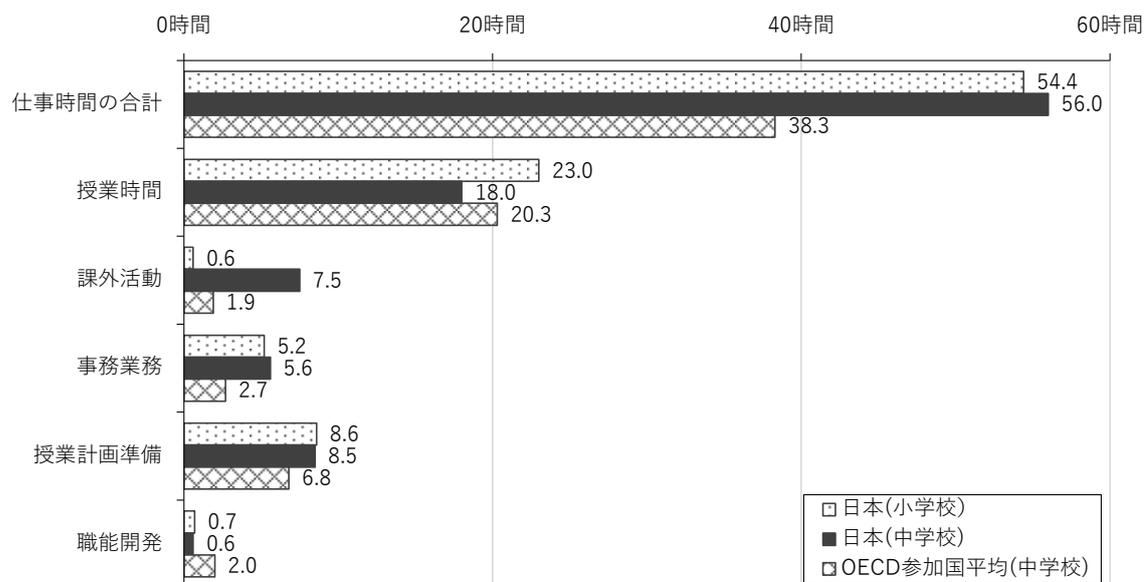
(8) 教職員の負担増大

学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校に求められる役割が増大し、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校における教育活動が多岐にわたり、教職員の負担が大きくなっています。

OECDの調査では、我が国の中学校教師の授業時間は調査参加国の平均を下回っている一方、勤務時間は上回っています。

「働き方改革関連法」の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図る取り組みが進んでおり、学校においても働き方改革は急務となっています。

▼1週間当たりの仕事時間

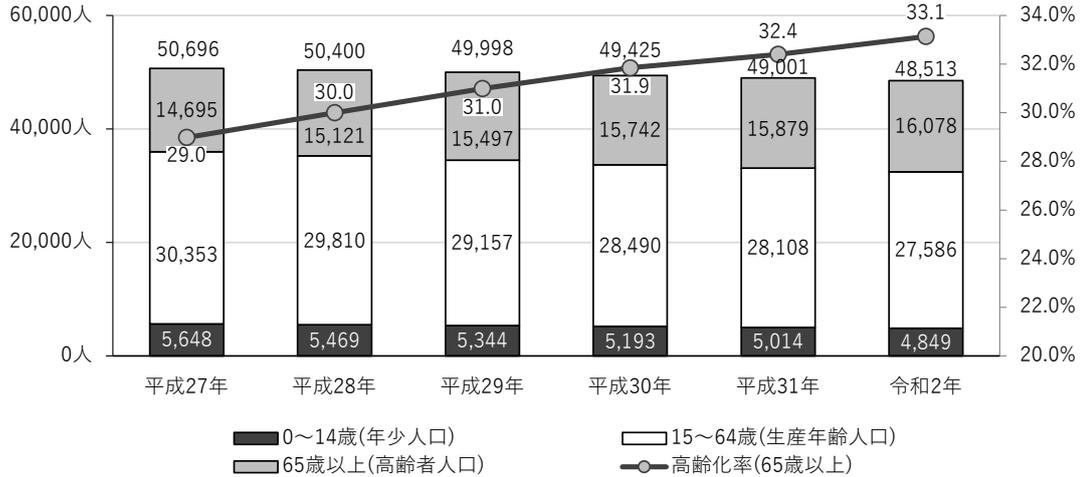


資料:文部科学省「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 報告書 vol.2」

2 銚田市の教育に関する現状

(1) 年齢3区分人口の推移

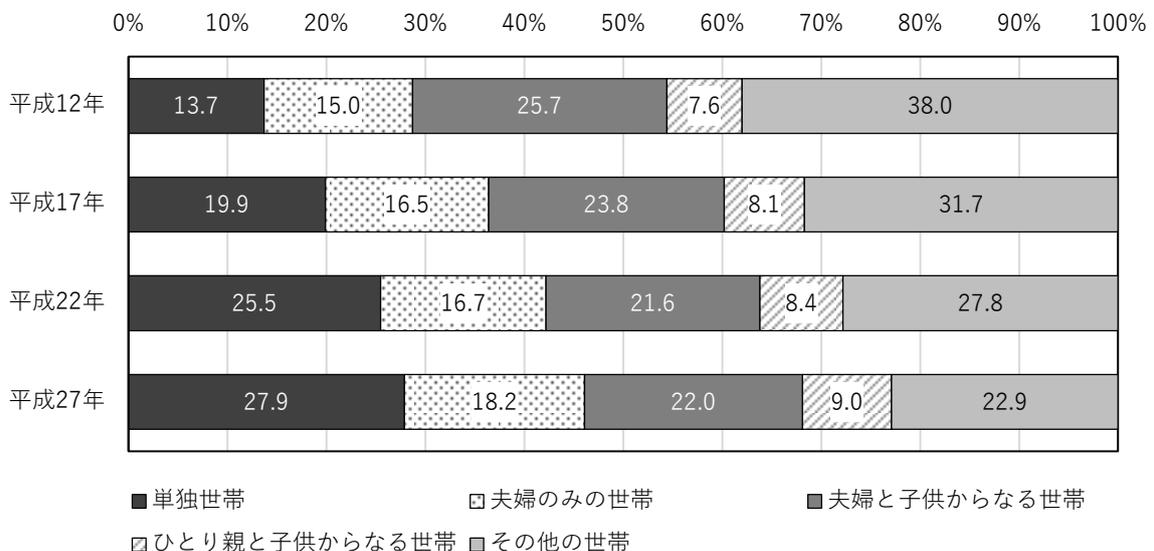
本市の総人口は平成27年以降減少傾向にあり、年齢3区分別にみると年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しています。高齢化率は上昇を続け令和2年では33.1%となっています。今後さらに人口減少・少子高齢化の進行が予想されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 一般世帯の家庭類型割合

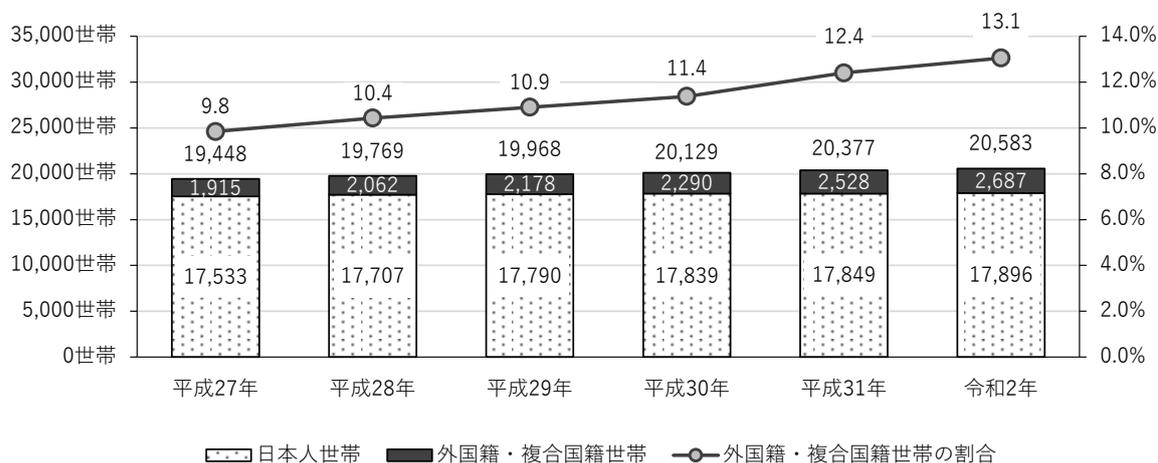
平成12年から平成27年の家庭類型別の割合をみると、単独世帯は13.7%から27.9%と約2倍に増加しています。また、夫婦のみの世帯が15.0%から18.2%，ひとり親世帯も7.6%から9.0%と増加している一方、夫婦と子供からなる世帯が25.7%から22.0%，その他の世帯は38.0%から22.9%に減少しています。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(3) 外国籍世帯の推移

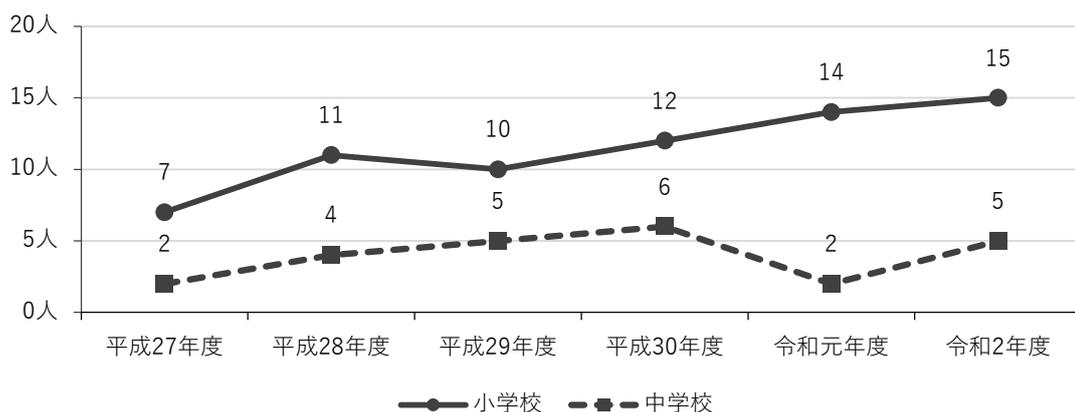
本市の外国籍・複合国籍世帯は増加傾向にあり、平成27年の1,915世帯から令和2年は2,687世帯と772世帯増加しています。世帯全体に占める割合をみても平成27年の9.8%から令和2年は13.1%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■外国人児童生徒数の推移

市立小学校に通う外国人児童数は平成27年度以降増加傾向にあり、平成27年度の7人から令和2年度は15人と8人増加しています。市立中学校に通う外国人生徒数は令和元年度に減少していますが、おおむね増加の傾向にあります。

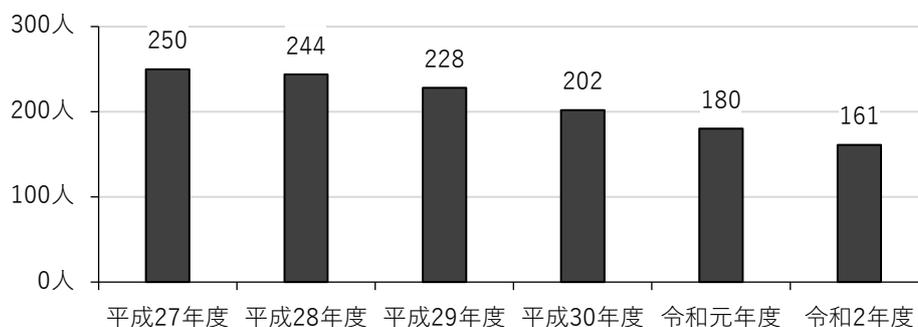


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 就学前児童の状況

■幼稚園の園児数の推移

市立幼稚園に通う園児は年々減少し、平成27年度の250人から令和2年度は161人と89人減少しています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■幼稚園の定員数

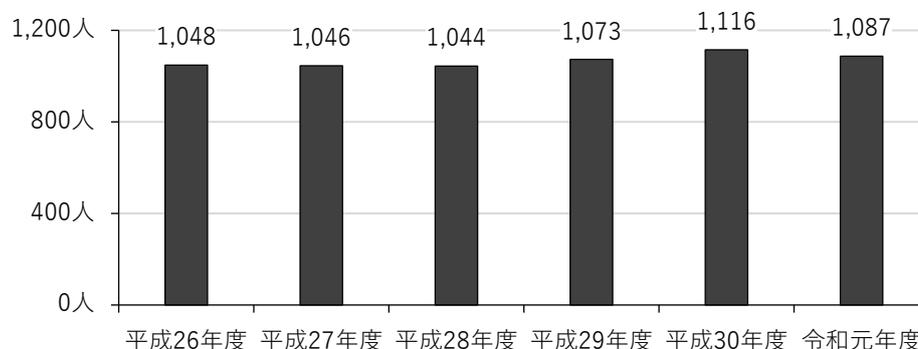
(単位：人)

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	計
旭幼稚園	-	90	105	195
鉾田北幼稚園	20	60	70	150
鉾田幼稚園	-	60	70	130
つばさ幼稚園	-	90	105	195

(令和2年5月1日現在)

■認可保育所（園）の園児数の推移

市内の認可保育所（園）に通う園児は、平成26年度から平成30年度まで増加傾向で推移していましたが、令和元年度は1,087人と平成30年度の1,116人から29人減少しています。



資料：子ども家庭課（各年度3月1日現在）

■認可保育所（園）の定員数

(単位：人)

保育所（園）名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
第一保育所	8	10	14	17	20	21	90
第二保育所	8	10	14	17	20	21	90
青山保育園	8	12	18	25	28	29	120
串挽保育園	8	16	18	20	28	30	120
とりのす保育園	8	15	23	24	25	25	120
あかつき保育園	8	10	12	13	13	14	70
大洋保育園	8	19	20	26	28	29	130

資料：子ども家庭課（令和3年4月1日見込み）

■認定こども園の定員数

(単位：人)

認定こども園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
旭保育園（幼稚園部）	-	-	-	25	25	25	75
旭保育園（保育園部）	23	37	45	53	53	54	265
旭保育園（分園）	8	11	11	-	-	-	30

資料：子ども家庭課（令和3年4月1日見込み）

■近隣市の幼稚園児数の推移

(単位：人)

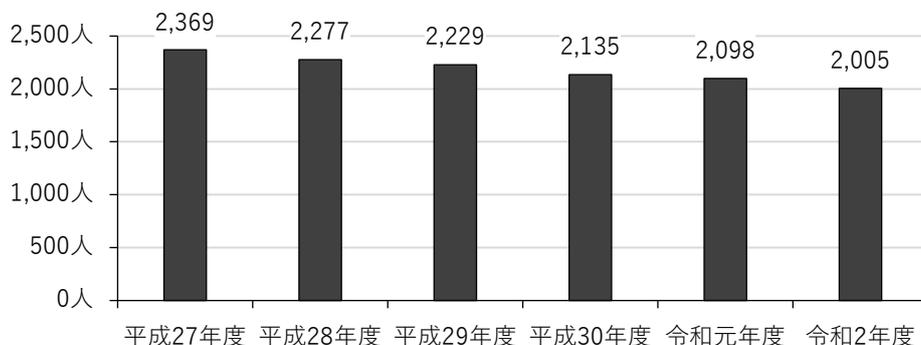
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
鉾田市	幼稚園	250	244	228	202	180	161
	認定こども園	305	263	242	205	208	192
鹿嶋市	幼稚園	1,229	1,232	1,283	1,245	1,356	1,332
	（うち0～2歳）	283	298	308	274	297	294
潮来市	幼稚園	80	68	61	41	23	0
	認定こども園	675	700	762	761	769	869
神栖市	幼稚園	223	229	257	251	257	274
	認定こども園	594	533	470	456	352	337
行方市	幼稚園	597	593	587	658	893	1007
	認定こども園	110	119	117	140	173	232
行方市	幼稚園	225	166	119	120	100	86
	認定こども園	298	432	454	463	474	463
	（うち0～2歳）	118	138	135	140	148	140

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(5) 小学校児童数の推移

■小学校児童数の推移

市立小学校に通う児童数は年々減少し、平成27年度の2,369人から令和2年度は2,005人と364人減少しています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■学校別児童数の推移

(単位：人)

小学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旭東	198	191	183	189	180	171
旭南	141	131	131	128	123	112
旭西	131	128	129	129	117	111
旭北	92	80	86	82	81	73
鉾田北		431	433	416	415	408
巴第一	77	鉾田北小学校に統合				
大和田	57					
徳宿	148					
舟木	125					
青柳	53					
鉾田南					789	757
当間	90	88	82	71	鉾田南小学校に統合	
鉾田	367	371	359	341		
諏訪	108	93	88	86		
新宮	77	72	63	60		
大竹	83	84	84	76		
野友	36	40	41	43		
串挽	105	112	106	102		
上島東	136	129	127	117	127	123
上島西	55	53	47	48	46	44
白鳥東	172	157	155	146	130	125
白鳥西	118	117	115	101	90	81
計	2,369	2,277	2,229	2,135	2,098	2,005

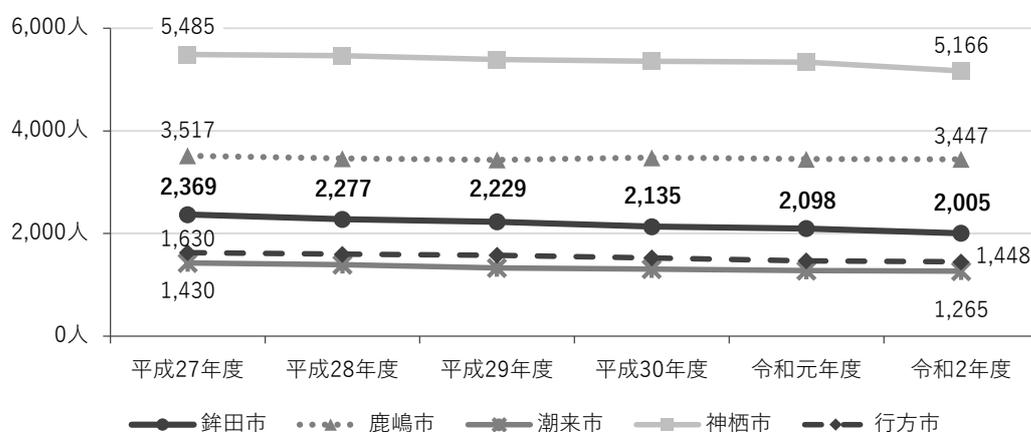
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■学校別児童数の増減率

小学校名	平成27年度(人) (①)	令和2年度(人) (②)	増減率(% (②/①)
旭東	198	171	86.4
旭南	141	112	79.4
旭西	131	111	84.7
旭北	92	73	79.3
銚田北		408	88.7
巴第一	77	銚田北小学校と比較	
大和田	57		
徳宿	148		
舟木	125		
青柳	53		
銚田南		757	87.4
当間	90	銚田南小学校と比較	
銚田	367		
諏訪	108		
新宮	77		
大竹	83		
野友	36		
串挽	105		
上島東	136	123	90.4
上島西	55	44	80.0
白鳥東	172	125	72.7
白鳥西	118	81	68.6
計	2,369	2,005	84.6

■近隣市の小学校児童数の推移

近隣市の小学校児童数の推移をみると、いずれの市も減少傾向で推移しています。

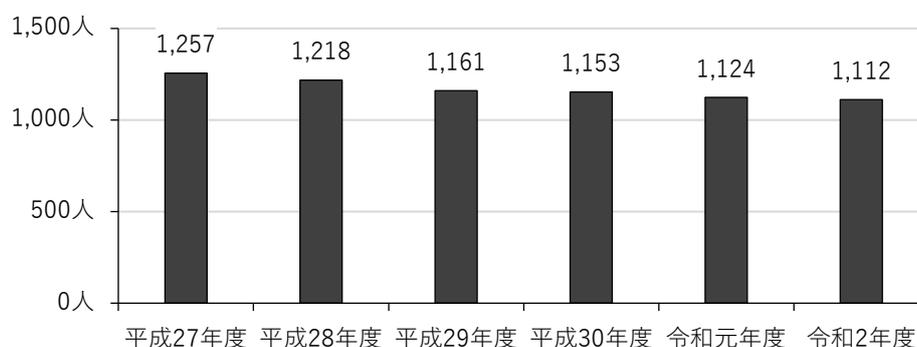


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(6) 中学校生徒数の推移

■中学校生徒数の推移

市立中学校に通う生徒数は年々減少し、平成27年度の1,257人から令和2年度は1,112人と145人減少しています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■学校別生徒数の推移

(単位：人)

中学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旭	342	305	281	249	245	254
鉾田北	202	207	201	217	227	221
鉾田南	463	458	441	437	399	397
大洋	250	248	238	250	253	240
計	1,257	1,218	1,161	1,153	1,124	1,112

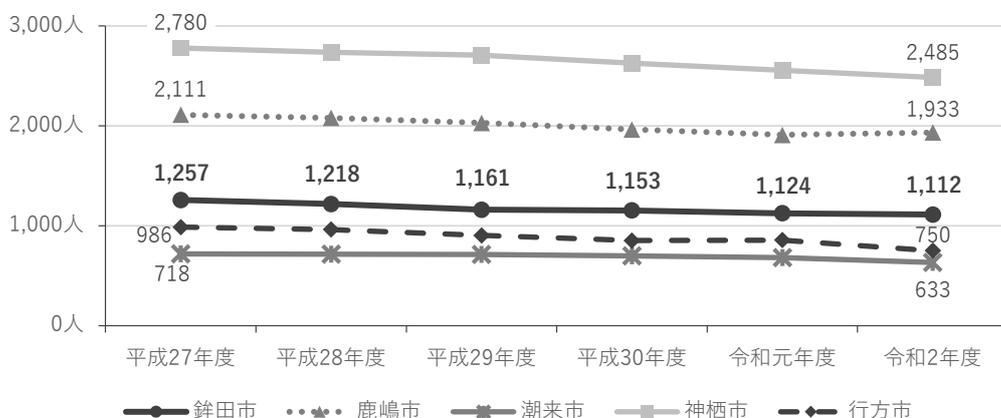
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■学校別生徒数の増減率

中学校名	平成27年度(人) (①)	令和2年度(人) (②)	増減率(%) (②/①)
旭	342	254	74.3
鉾田北	202	221	109.4
鉾田南	463	397	85.7
大洋	250	240	96.0
計	1,257	1,112	88.5

■近隣市の中学校生徒数の推移

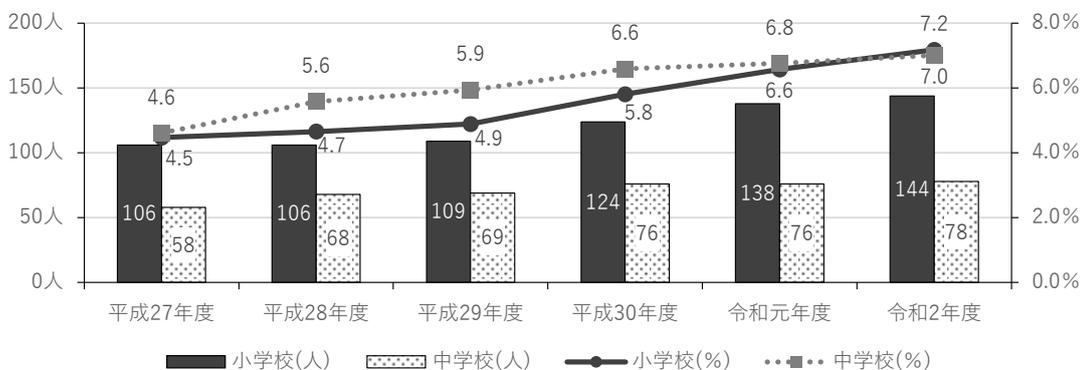
近隣市の中学校生徒数の推移をみると、いずれの市も減少傾向で推移しています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(7) 特別支援学級在籍者数の推移

児童生徒数全体に占める特別支援学級の在籍者の割合は、平成27年度以降増加の傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(8) ICT活用教育のための施設整備

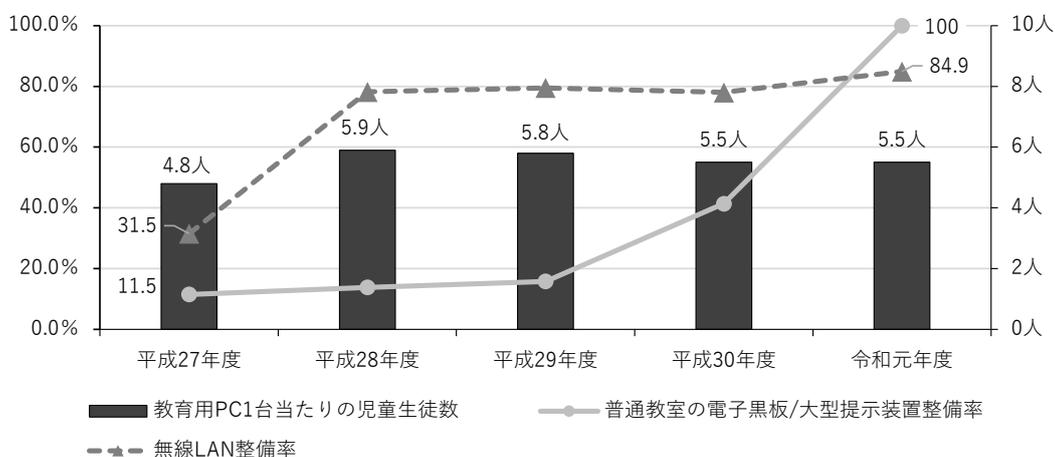
ICT活用教育のための施設整備については、新しい学習指導要領において、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されました。

令和元年度には、国の小中学校のICT教育に係る整備事業（GIGAスクール構想）が創設されました。そこでは「Society5.0時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するために、『1人1台端末』と学校における高速通信ネットワークを整備する」としています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休業など、緊急時における学びを保障できる環境を早急を実現することが求められ、本市においても児童生徒1人1台に向けた端末整備、普通教室の大型提示装置の整備、校内LANや無線LANの整備などを行いました。

■市立小中学校におけるコンピュータの設置状況及びインターネット接続状況

市立小・中学校における令和元年度の無線LAN整備率は84.9%、普通教室の大型提示装置整備率は100%、教育用PCの1台当たりの児童生徒数は5.5人となっています。

GIGAスクール構想の加速により、令和2年度末には「1人1台端末」の整備を終了しました。



資料：教育総務課（各年度3月31日現在）

(9) 学校給食の現状

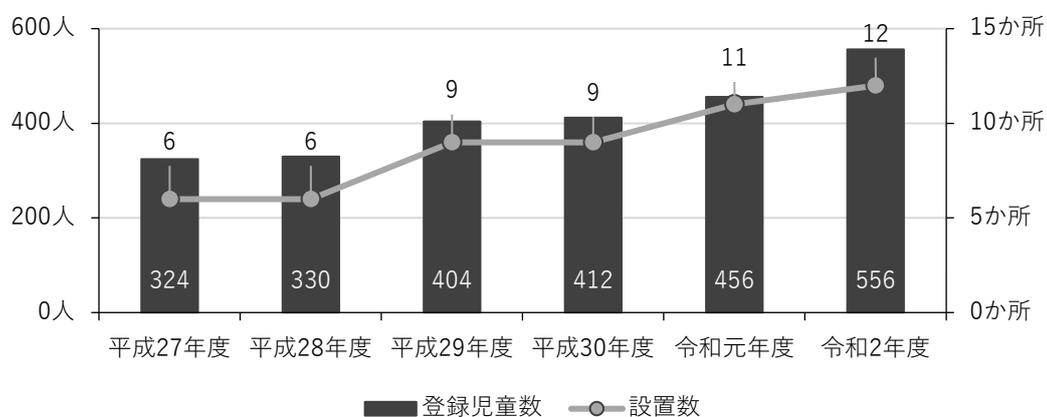
現在、市内の学校給食センターは2施設あり、市内の幼稚園・小学校・中学校の安全・安心な給食の提供に努めています。

名称	旭学校給食センター	鉾田学校給食センター
所在地	鉾田市玉田 1046 番地 12	鉾田市安塚 1962 番地 1
敷地面積	2,676 m ²	5,485 m ²
建築年度	平成6年度	平成23年度
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	829 m ²	2,102 m ²
調理方式	ドライ方式	ドライ方式
調理能力	2,500 食/日	4,000 食/日
献立数	1 献立/日	2 献立/日
対象者	旭地区の幼稚園及び小・中学校	鉾田・大洋地区の幼稚園及び小・中学校
運営形態	一部委託	一部委託
配食概数	880 食/日	2,950 食/日

(10) 放課後児童クラブ・学童保育利用状況

■設置数・登録児童数の推移

放課後児童クラブ・学童保育の設置数及び登録児童数は、平成27年度の6か所で324人から増加傾向にあり、令和2年度には12か所で556人となっています。



資料：子ども家庭課（各年度5月1日現在、令和2年度は7月1日現在）

■放課後児童クラブ・学童保育の定員数・登録児童数

(単位：人)

放課後児童クラブ・学童保育名	定員数	登録児童数
銚田南児童クラブ	40	52
大洋西児童クラブ	40	41
大洋東児童クラブ1	40	40
大洋東児童クラブ2	40	40
旭ドルフィンクラブ1	40	70
旭ドルフィンクラブ2	40	70
あかつきキッズクラブ	45	55
青山学童クラブ	35	42
ホワイト児童クラブ	40	38
ひまわり児童クラブ	40	22
とりのす児童クラブA	40	46
とりのす児童クラブB	40	40
計	480	556

資料：子ども家庭課（令和2年7月1日現在）

(11) 土曜教室実施状況

令和元年度から市内在住の小学生を対象に、毎月第4土曜日に教員資格を持つ学習支援員による学習支援を行っています。

(単位：人)

会場	参加者数
旭教室（旭公民館）	17
銚田教室（銚田中央公民館）	79
大洋教室（くぬぎの森スポーツ教室）	20
計	116

資料：生涯学習課（令和2年3月31日現在）

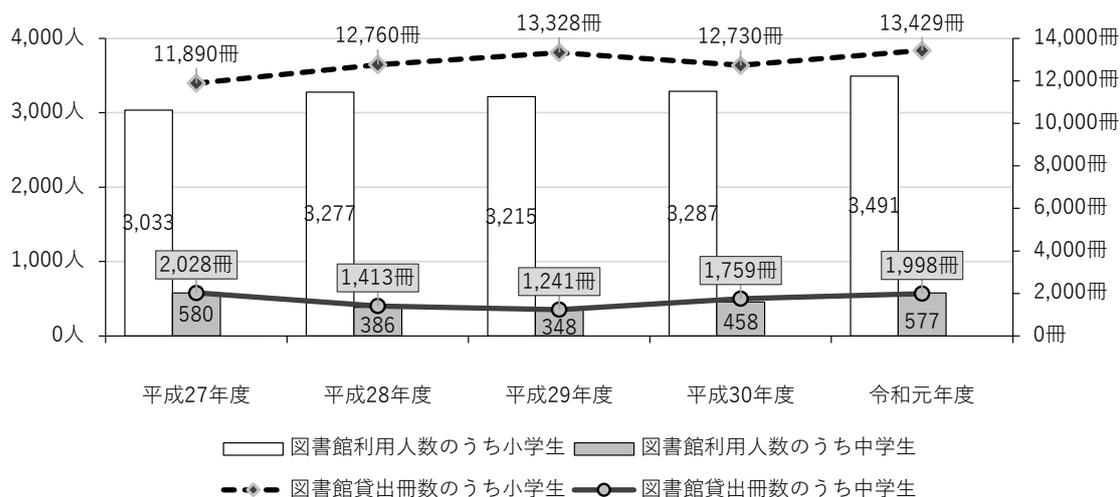
(12) 図書館の利用人数・貸出冊数の推移

図書館の利用者数は平成27年度以降おおむね増加傾向にあり、平成27年度の39,440人から令和元年度は60,133人となっている一方、貸出冊数は減少傾向にあり、平成27年度の91,348冊から令和元年度は85,765冊となっています。



資料：社会教育委員会資料 施設利用状況及び事業実施状況（図書館）（各年度3月31日現在）

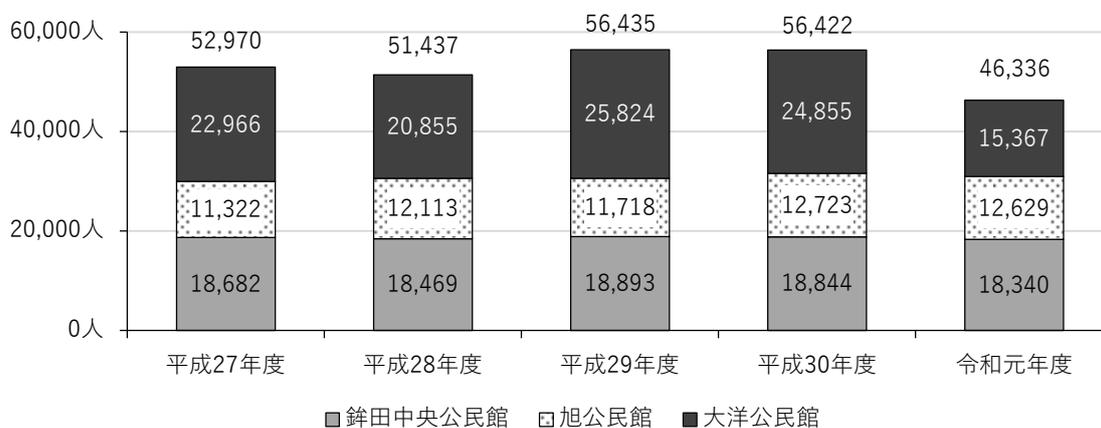
図書館利用者のうち小学生及び中学生の利用状況をみると、小学生は年度により増減はあるもののおおむね増加傾向で推移しています。中学生は、利用人数及び貸出冊数ともに平成27年度から減少傾向で推移していましたが、平成29年度の348人及び1,241冊を境に平成30年度からは増加に転じています。



資料：図書館（各年度3月31日現在）

(13) 公民館の利用人数の推移

公民館の利用人数は、平成27年度以降5万人台で推移していましたが、令和元年度は大洋公民館の改修工事に伴い、利用者が15,367人に減少したことなどから46,336人となっています。



資料：鉾田中央公民館（各年度3月31日現在）

■公民館主催講座の状況

(単位：講座・人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	講座数	延べ参加人数	講座数	延べ参加人数	講座数	延べ参加人数	講座数	延べ参加人数	講座数	延べ参加人数
成人向け講座	6	552	7	554	6	403	15	769	16	562
青少年向け講座	—	—	1	109	6	362	12	713	11	564

資料：鉾田中央公民館（各年度3月31日現在）

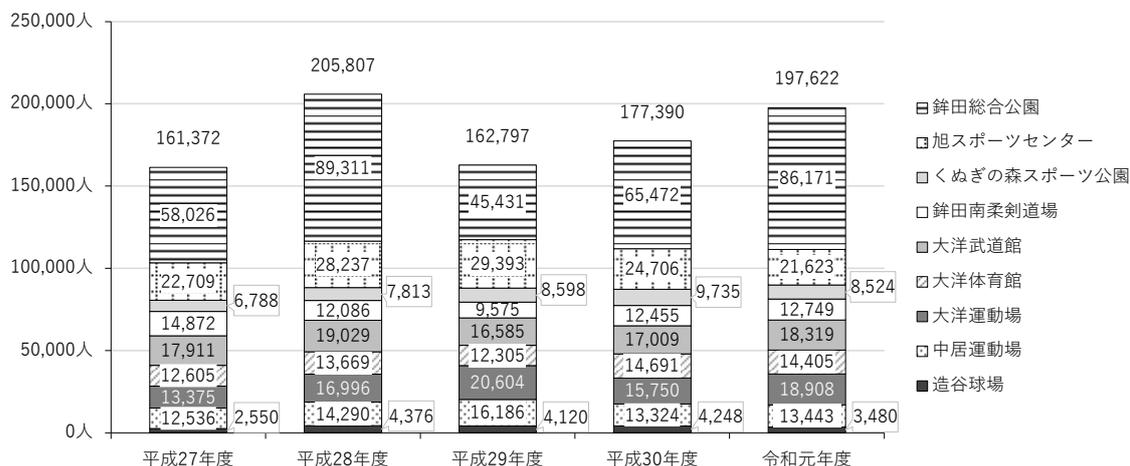
(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いきいき大学	221	197	217	197	135
高砂大学	318	277	253	173	107
寿大学	688	777	647	582	572
寿大学生による自主事業	359	402	354	370	405

資料：鉾田中央公民館（各年度3月31日現在）

(14) 運動施設利用者数の推移

市立運動施設の利用者数は、平成27年度に161,372人でしたが、平成28年度にはすべての運動施設で利用者が増加し205,807人となりました。平成29年度には銚田総合公園体育館の改修工事に伴い、利用者が大幅に減少したため162,797人となって以降は、再び増加傾向となり令和元年度には197,622人となっています。



資料：生涯学習課（各年度3月31日現在）

■スポーツ教室参加者数

(単位: 人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
卓球教室（春季）（参加延べ人数）	295	226	258	263	323
卓球教室（秋季）（参加延べ人数）	204	205	中止	550	350
バドミントン教室（参加延べ人数）	152	176	328	256	120
クライミング教室	157	143	223	138	91
陸上教室	未実施	未実施	未実施	150	150

資料：生涯学習課（各年度3月31日現在）

■ほこたマラソン申込者数

(単位: 人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ハーフの部	814	776	984	853	985
5kmの部	300	258	350	288	263
3kmの部	320	283	284	262	281
2kmの部	395	369	347	300	320
1.2kmの部	376	366	432	356	350

資料：生涯学習課（各年度3月31日現在）

(15) 市内の文化財の状況

文化財は、私たち人間の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産であり、地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものです。本市には、所有者が管理している指定文化財が国指定、県指定、市指定合わせて64点存在し、市が管理する指定文化財が3点あります。

また、文化財展示施設あけぼの館では、銚田市内から出土した土器等の埋蔵文化財出土資料を多数保管しており、小中学校の夏季休業期間に合わせて開館し、展示している資料の一般公開を行っています。地域の歴史の成り立ちについて学習する機会を提供し、文化財保護の啓発意識を高めることにつなげています。

■あけぼの館の来館者数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
あけぼの館来館者数	264	232	318	267	271

資料：生涯学習課（各年度 3 月 31 日現在）

■市内の指定文化財

	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財				
建造物		4	11	15
絵画	1	1		2
工芸品			1	1
彫刻	1	2	11	14
書跡		1	1	2
考古資料			4	4
記念物				
史跡			5	5
名勝			1	1
天然記念物		2	18	20

資料：生涯学習課（令和 2 年 3 月 31 日現在）

■市が管理する指定文化財

名称	梶山古墳群 4号墳出土遺物	縄文 注口土器	三階城
保管場所	銚田市立大洋公民館展示室	銚田市塔ヶ崎	銚田市安房
特徴	昭和55年に発掘調査を行った際の出土遺物です。石棺内から人骨、直刀、副葬品などが出土しましたが、その中に直刀の把頭の形態に獅噛環式環頭太刀と呼ばれるものが1振ありました。これは、当時、全国で22例しかなく、茨城県では初めての出土でした。	注口土器は、出土場所等の記録がなく不明ですが、以前は青柳地内の小学校に保管されていたことから、近くで出土したものと推測されます。口縁部に2個の把手を有し、口径9.4cmで、口唇部が短く外反します。胴部の最大径は16.5cmで球状を呈し、底径は6.6cmで、高さ2.1cmの円錐状の台が付いています。文様帯は左右対称に構成されており、沈線で帯状に区画された縄文及び磨消縄文が施されています。	三層の絶壁をなすことから三階城と呼ばれます。縄張りは輪郭・階郭式で、県内でも珍しいものです。また、所在は安房ですが、形状から名称をつけている点もあまり例がありません。
年代	6世紀末から7世紀初頭と推量されます	縄文時代後期	鎌倉時代
指定年月日	平成19年10月24日	昭和62年4月1日	昭和48年10月1日

資料：生涯学習課（令和2年3月31日現在）



3 アンケート調査結果

■教育振興に関するアンケート調査

(1) 調査概要

○ 調査対象：

①市民対象調査	市内在住の18歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出
②小中学生対象調査	市立の小中学校に通う小学5年生334人、中学2年生369人
③小中学校教職員対象調査	市立小中学校の教職員等
④幼稚園教職員対象調査	市立幼稚園の教職員等

○ 調査期間：令和2年7月14日～8月5日

○ 調査方法：郵送及び小中学校・幼稚園を通じ配付・回収

○ 配付・回収状況：

	配付数	有効回収数	回収率
①市民対象調査	1,000票	368票	36.8%
②小中学生対象調査	703票	683票	97.2%
③小中学校教職員対象調査	343票	289票	84.3%
④幼稚園教職員対象調査	44票	42票	95.5%

(2) 集計結果 (抜粋)

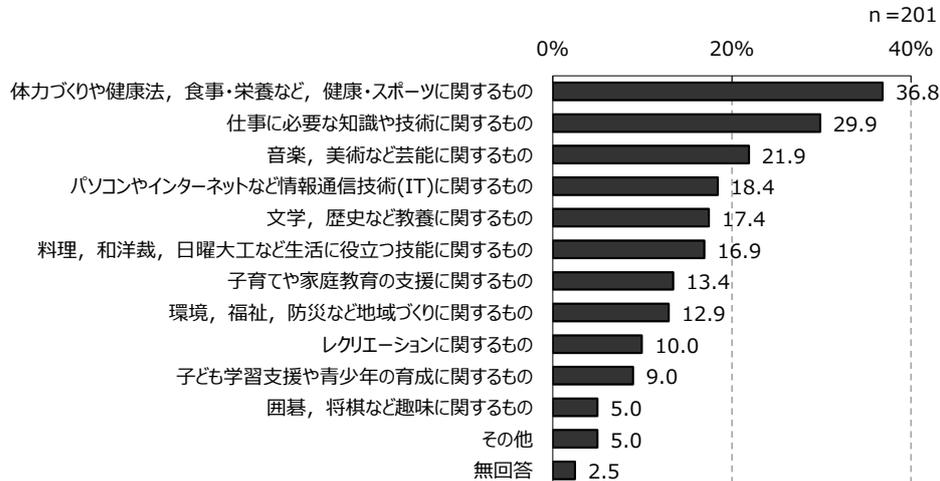
▼自主的な学習活動の有無(市民)

自主的な学習活動について、「している」が22.8%、「以前はしていたが、今はしていない」が31.8%「したことがない」が44.6%となっています。



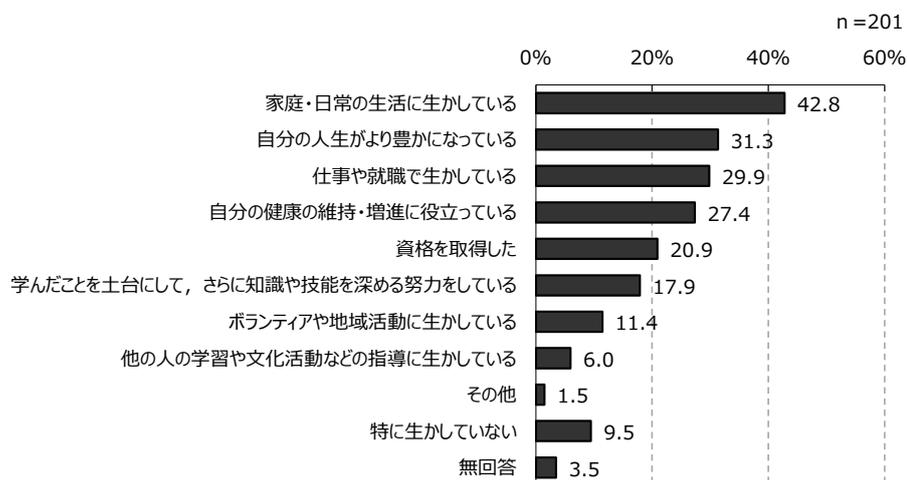
▼これまでに行った自主的な学習活動の内容(市民)

自主的な学習活動を、「している」、「以前はしていたが、今はしていない」と回答した人の活動の内容は、「体力づくりや健康法、食事・栄養など、健康・スポーツに関するもの」が36.8%、「仕事に必要な知識や技術に関するもの」が29.9%などとなっています。



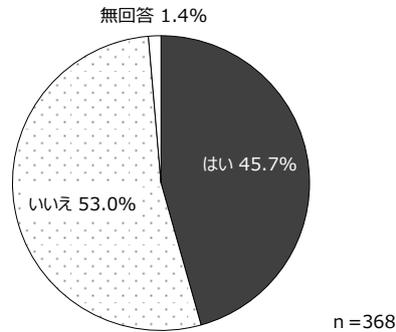
▼学んだ知識・技能・経験の活用(市民)

自主的な学習活動で学んだ知識・技能・経験の活用について、「家庭・日常の生活に生かしている」が42.8%、「自分の人生がより豊かになっている」が31.3%、「仕事や就職で生かしている」が29.9%となっています。



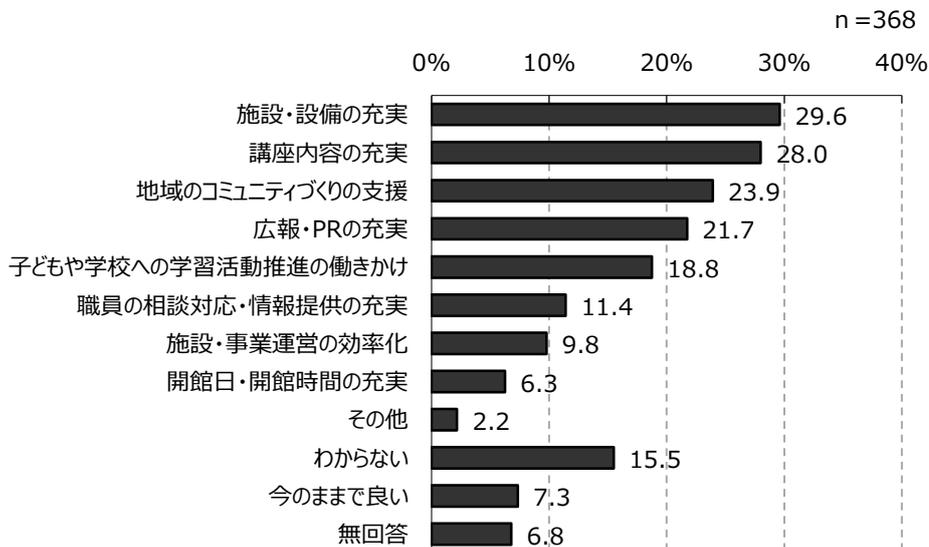
▼公民館の利用の有無(市民)

公民館を利用したことがあるかについて、「はい」が45.7%、「いいえ」が53.0%となっています。



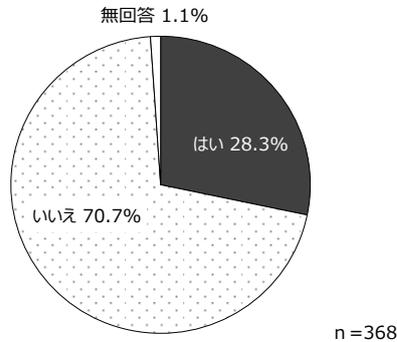
▼公民館について、今後、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

公民館について、今後、市が力を入れると良いと思うことについて、「施設・設備の充実」が29.6%、「講座内容の充実」が28.0%、「地域のコミュニティづくりの支援」が23.9%、「広報・PRの充実」が21.7%、「子どもや学校への学習活動推進の働きかけ」が18.8%となっています。



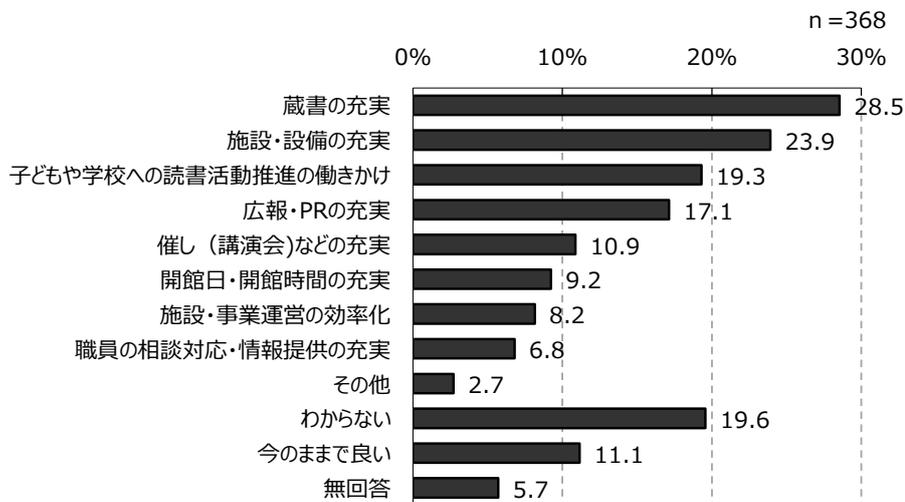
▼図書館の利用の有無(市民)

市立図書館を利用することがあるかについて、「はい」が28.3%、「いいえ」が70.7%となっています。



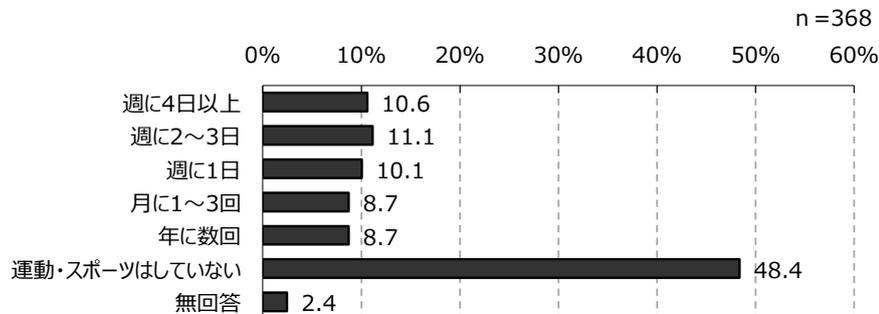
▼図書館について、今後、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

図書館について、今後、市が力を入れると良いと思うことについて、「蔵書の充実」が28.5%、「施設・設備の充実」が23.9%、「わからない」が19.6%、「子どもや学校への読書活動推進の働きかけ」が19.3%、「広報・PRの充実」が17.1%となっています。



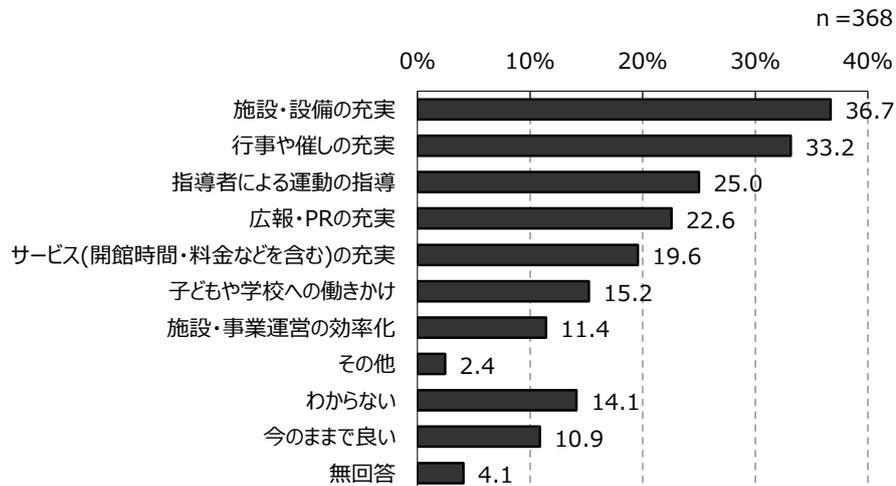
▼30分以上の運動・スポーツをする頻度(市民)

30分以上の運動・スポーツをする頻度について「週に2～3日」が11.1%、「週に4日以上」が10.6%、「週に1日」が10.1%、「月に1～3回」及び「年に数回」が8.7%となっています。一方、48.4%が「運動・スポーツはしていない」と回答しています。



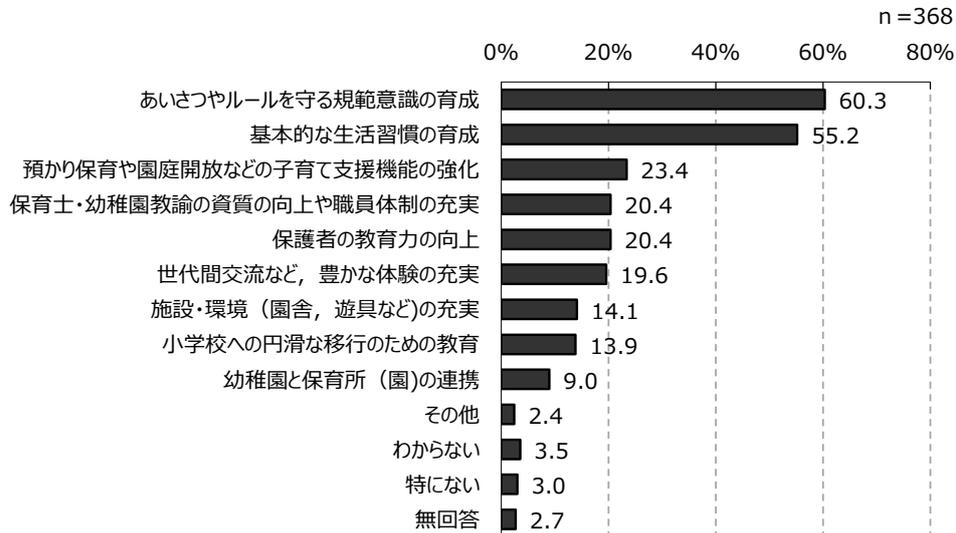
▼市民のスポーツや健康づくりを推進する上で、市が力を入れると良いと思うこと(市民)

市民のスポーツや健康づくりを推進する上で、市が力を入れると良いと思うことについて、「施設・設備の充実」が36.7%、「行事や催しの充実」が33.2%、「指導者による運動の指導」が25.0%、「広報・PRの充実」が22.6%、「サービス(開館時間・料金などを含む)の充実」が19.6%となっています。



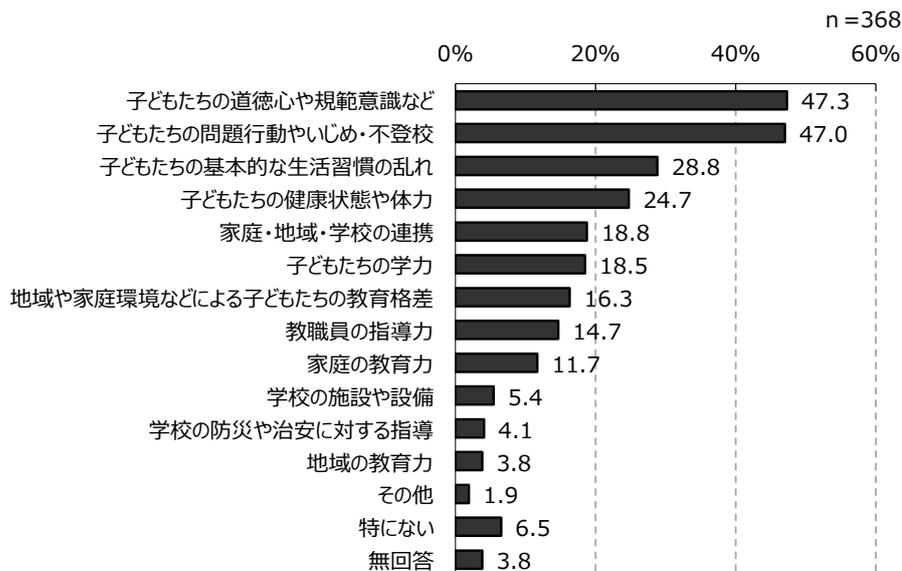
▼幼児教育の充実のために必要だと思う取り組み(市民)

幼児教育の充実のために必要だと思う取り組みについて、「あいさつやルールを守る規範意識の育成」が60.3%、「基本的な生活習慣の育成」が55.2%、「預かり保育や園庭開放などの子育て支援機能の強化」が23.4%となっています。



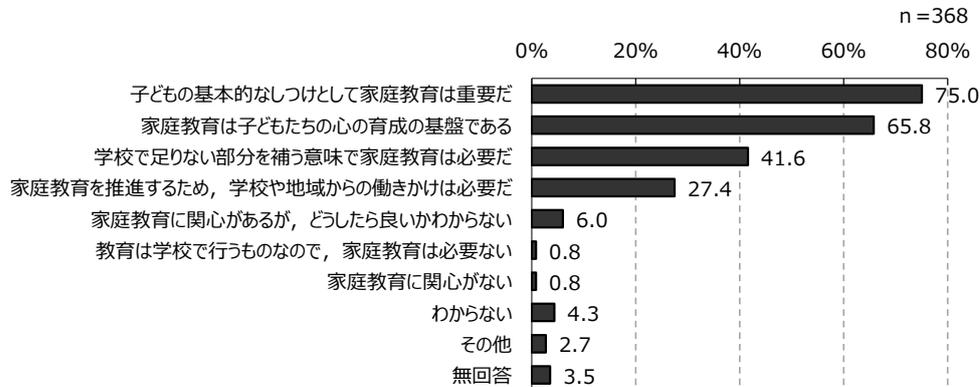
▼子どもたちや教育について課題と感じていること(市民)

子どもたちや教育について課題と感じていることについて、「子どもたちの道徳心や規範意識など」が47.3%、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」が47.0%、「子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ」が28.8%、「子どもたちの健康状態や体力」が24.7%、「家庭・地域・学校の連携」が18.8%となっています。



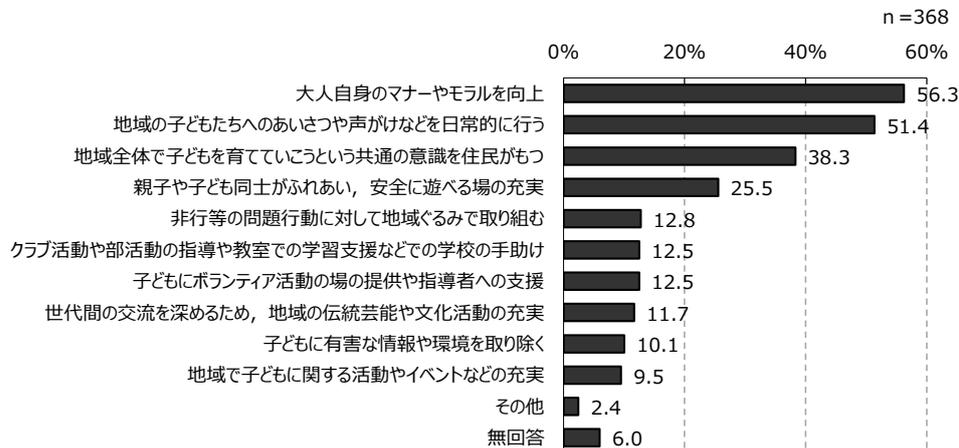
▼家庭教育について持っているイメージ(市民)

家庭教育について持っているイメージについて、「子どもの基本的なしつけとして家庭教育は重要だ」が75.0%、「家庭教育は子どもたちの心の育成の基盤である」が65.8%、「学校で足りない部分を補う意味で家庭教育は必要だ」が41.6%となっています。



▼子どもたちの健やかな成長のために、地域で取り組むべきと思うこと(市民)

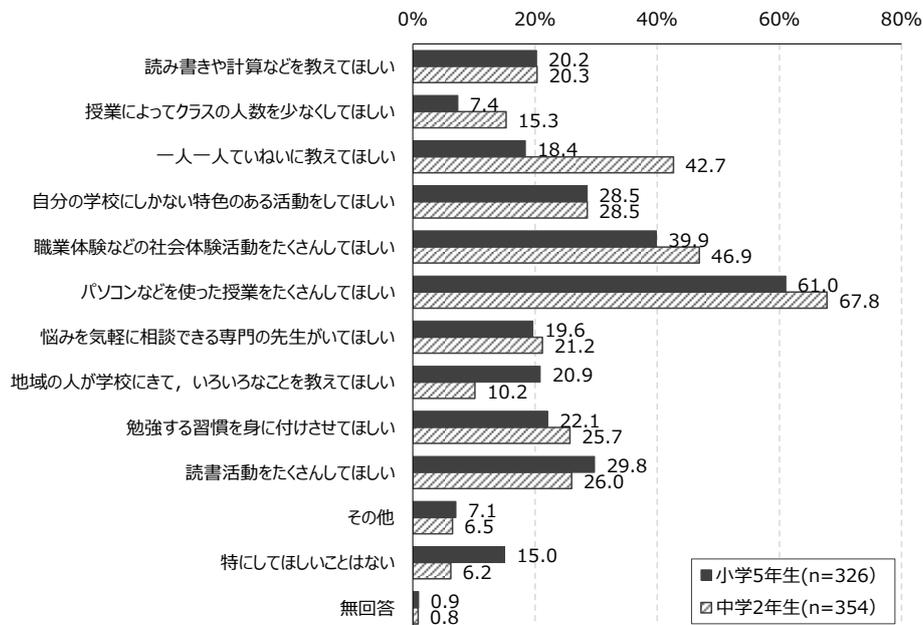
子どもたちの健やかな成長のために、地域で取り組むべきと思うことについて、「大人自身のマナーやモラルを向上」が56.3%、「地域の子どもたちへのあいさつや声かけなどを日常的に行う」が51.4%、「地域全体で子どもを育てていこうという共通の意識を住民がもつ」が38.3%となっています。



▼学校で特にしてほしいこと(小中学生)

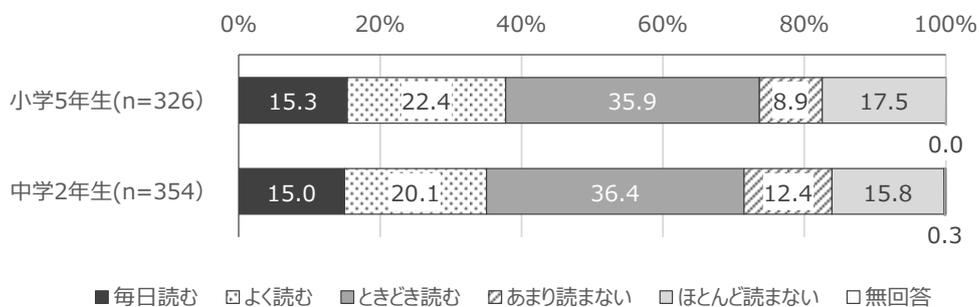
学校で特にしてほしいことについて、小学5年生、中学2年生ともに、「パソコンなどを使った授業をたくさんしてほしい」「職業体験などの社会体験活動をたくさんしてほしい」の割合が高くなっています。

また、中学2年生では、「一人一人ていねいに教えてほしい」が42.7%と小学5年生と比べ2倍以上となっています。



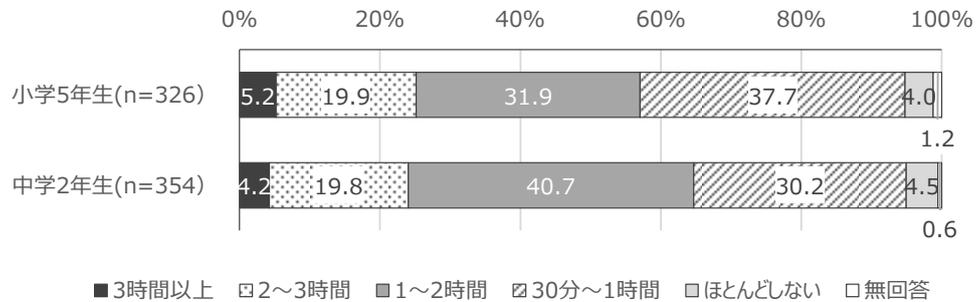
▼学校以外で本を読む頻度(小中学生)

学校以外で本を読む頻度について、学年による大きな差はみられず、「ときどき読む」が小学5年生で35.9%、中学2年生で36.4%、「よく読む」が小学5年生で22.4%、中学2年生で20.1%となっています。



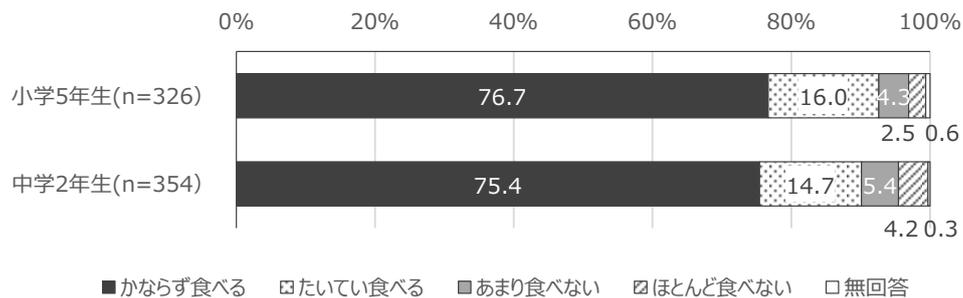
▼学校の授業以外に1日に勉強する時間(小中学生)

学校の授業以外で1日に勉強する時間について、学年による大きな差はみられません
が、小学5年生では「30分～1時間」が37.7%、中学2年生では「1～2時間」が40.7%
と最も多くなっています。



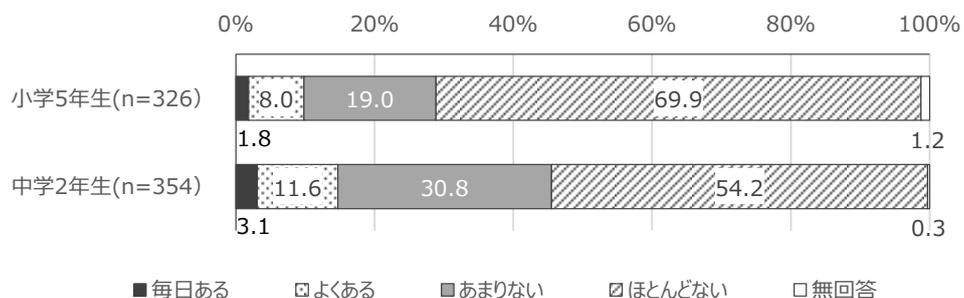
▼朝食を食べる頻度(小中学生)

朝食を食べる頻度について、学年による大きな差はみられず、「かならず食べる」が小
学5年生、中学2年生ともに7割を超えています。



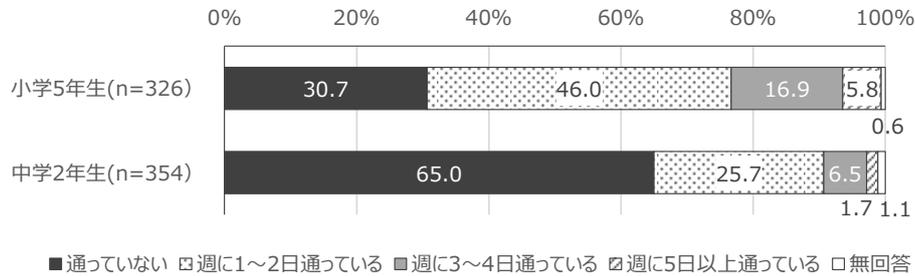
▼ひとりで夕食を食べることの有無(小中学生)

ひとりで夕食を食べることの有無について、小学5年生、中学2年生とも「ほとんどな
い」が多数を占めていますが、「毎日ある」、「よくある」と回答した割合は小学5年生に
比べ、中学2年生で多くなる傾向がみられます。



▼塾や習い事に通っている頻度(小中学生)

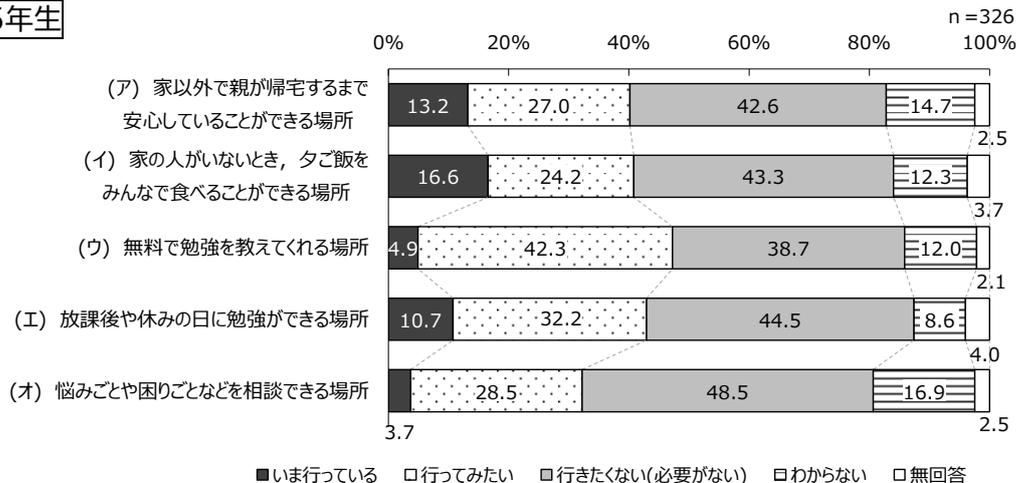
塾や習い事に通っている頻度について、「通っていない」と回答した割合は小学5年生の30.7%に比べ、中学2年生は65.0%と2倍以上になっています。



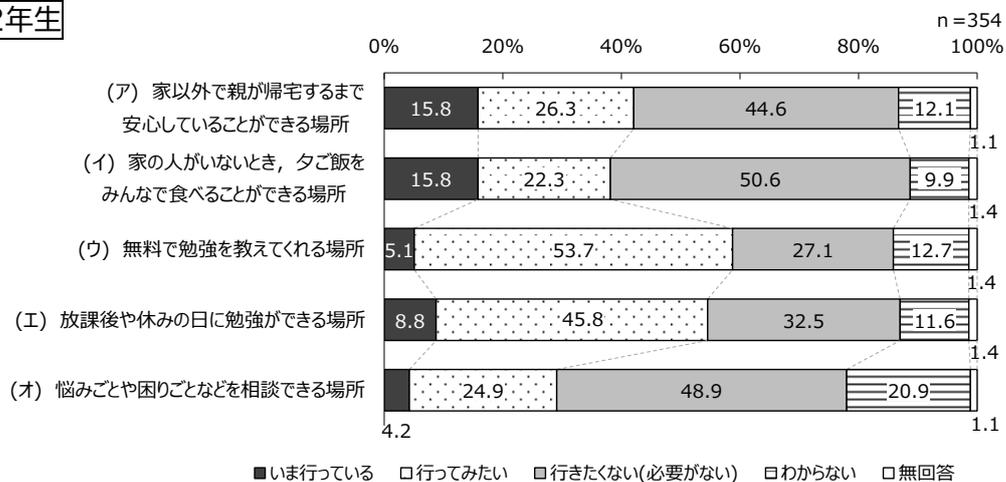
▼あれば行ってみたいと思う場所(小中学生)

あれば行ってみたいと思う場所について、小学5年生、中学2年生ともに(ウ)無料で勉強を教えてくれる場所、(エ)放課後や休みの日に勉強ができる場所に「行ってみたい」と回答した割合が高くなっています。

小学5年生



中学2年生

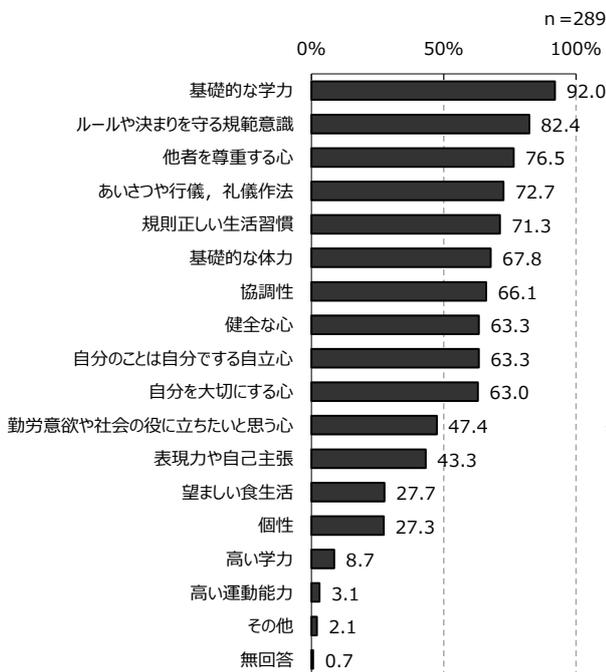


▼子どもに身に付けさせたいと思うこと(小中学校教職員)

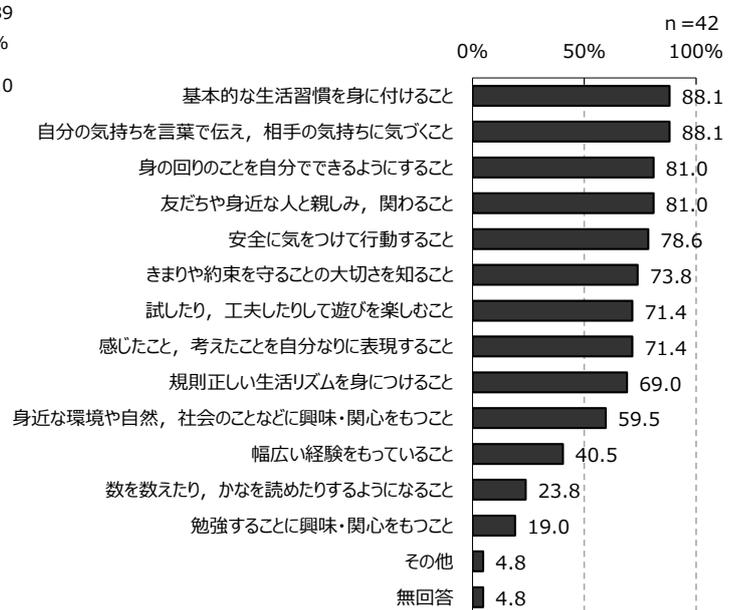
／子どもが身に付けるように心がけていること(幼稚園教職員)

子どもに身に付けさせたいと思うこと／子どもが身に付けるように心がけていることについて、小中学校教職員では、「基礎的な学力」が92.0%、「ルールや決まりを守る規範意識」が82.4%、「他者を尊重する心」が76.5%となっており、幼稚園教職員では、「基本的な生活習慣を身に付けること」及び「自分の気持ちを言葉で伝え、相手の気持ちに気づくこと」が88.1%、「身の回りのことを自分でできるようにすること」及び「友だちや身近な人と親しみ、関わること」が81.0%となっています。

小中学校教職員



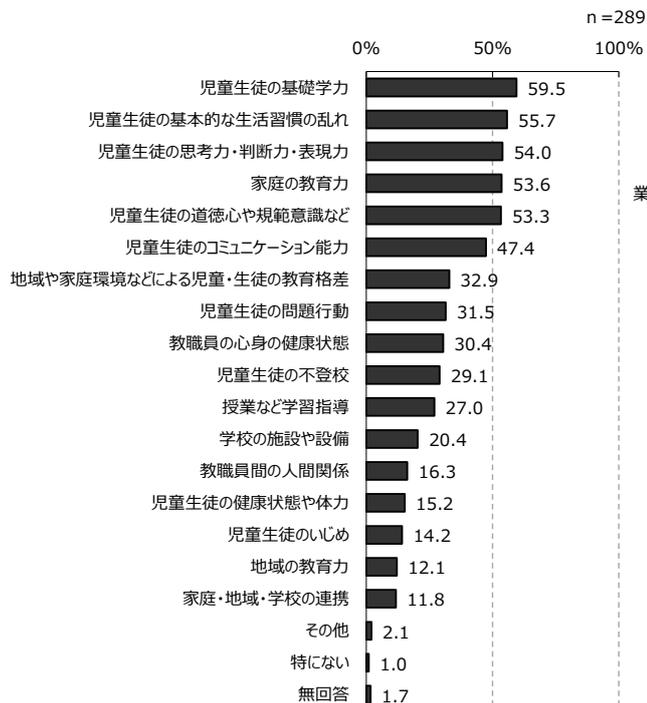
幼稚園教職員



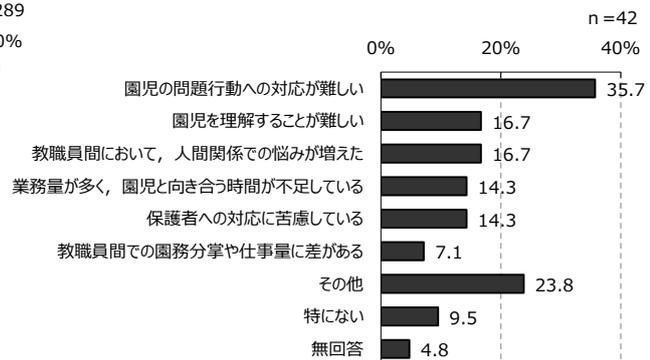
▼日々の職務の中で課題と感ずること(小中学校・幼稚園教職員)

日々の職務の中で課題と感ずることについて、小中学校教職員では、「児童生徒の基礎学力」が59.5%、「児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ」が55.7%、「児童生徒の思考力・判断力・表現力」が54.0%となっており、幼稚園教職員では、「園児の問題行動への対応が難しい」が35.7%、「園児を理解することが難しい」及び「教職員間において、人間関係での悩みが増えた」が16.7%となっています。

小中学校教職員

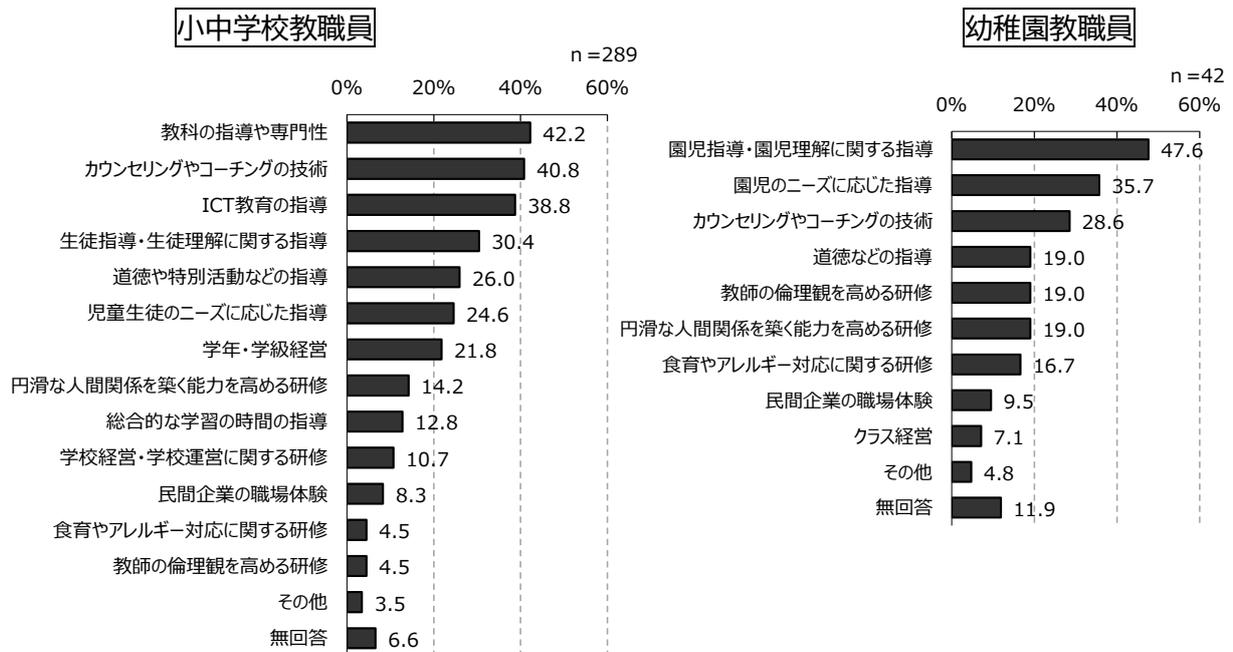


幼稚園教職員



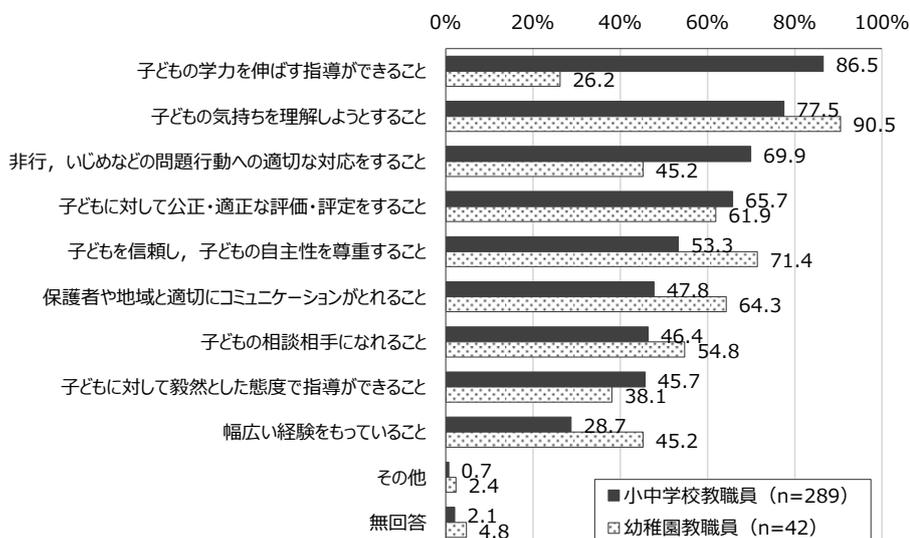
▼受けたいと思う研修(小中学校・幼稚園教職員)

受けたいと思う研修について、小中学校教職員では、「教科の指導や専門性」が42.2%、「カウンセリングやコーチングの技術」が40.8%、「ICT教育の指導」が38.8%となっており、幼稚園教職員では、「園児指導・園児理解に関する指導」が47.6%と最も多く、次いで「園児のニーズに応じた指導」が35.7%、「カウンセリングやコーチングの技術」が28.6%となっています。



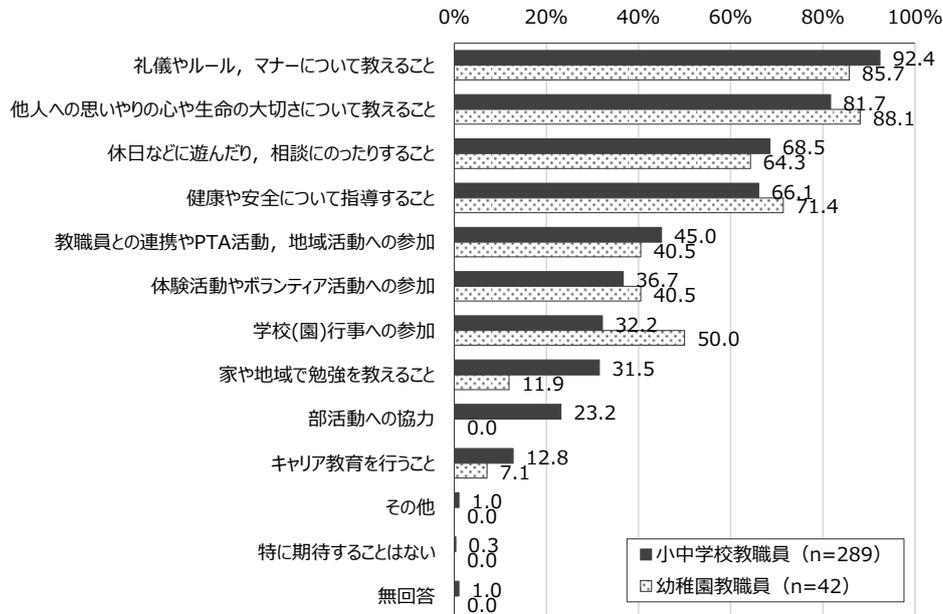
▼保護者や地域に期待されていると思うこと(小中学校・幼稚園教職員)

保護者や地域に期待されていると思うことについて、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「子どもの気持ちを理解しようとする事」の割合が高くなっています。また、小中学校教職員では、「子どもの学力を伸ばす指導ができること」の割合が高く、幼稚園教職員では、「子どもを信頼し、子どもの自主性を尊重すること」が高くなっています。



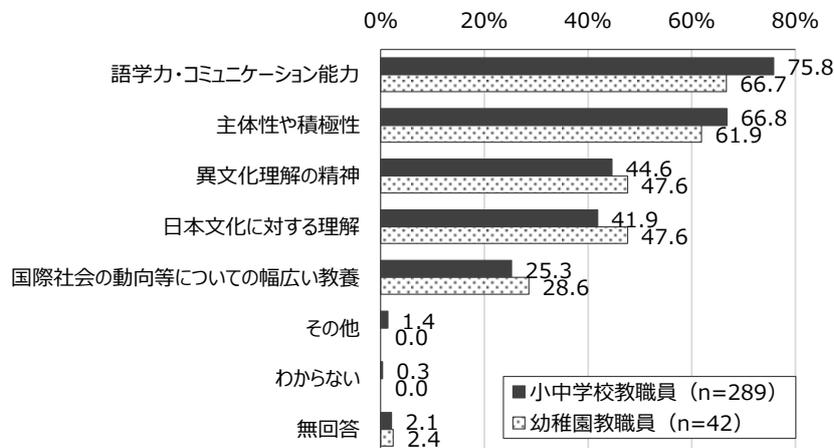
▼家庭、地域に期待すること(小中学校教職員・幼稚園教職員)

家庭、地域に期待することについて、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「礼儀やルール、マナーについて教えること」、「他人への思いやりの心や生命の大切さについて教えること」、「休日などに遊んだり、相談にのったりすること」、「健康や安全について指導すること」の割合が高くなっています。



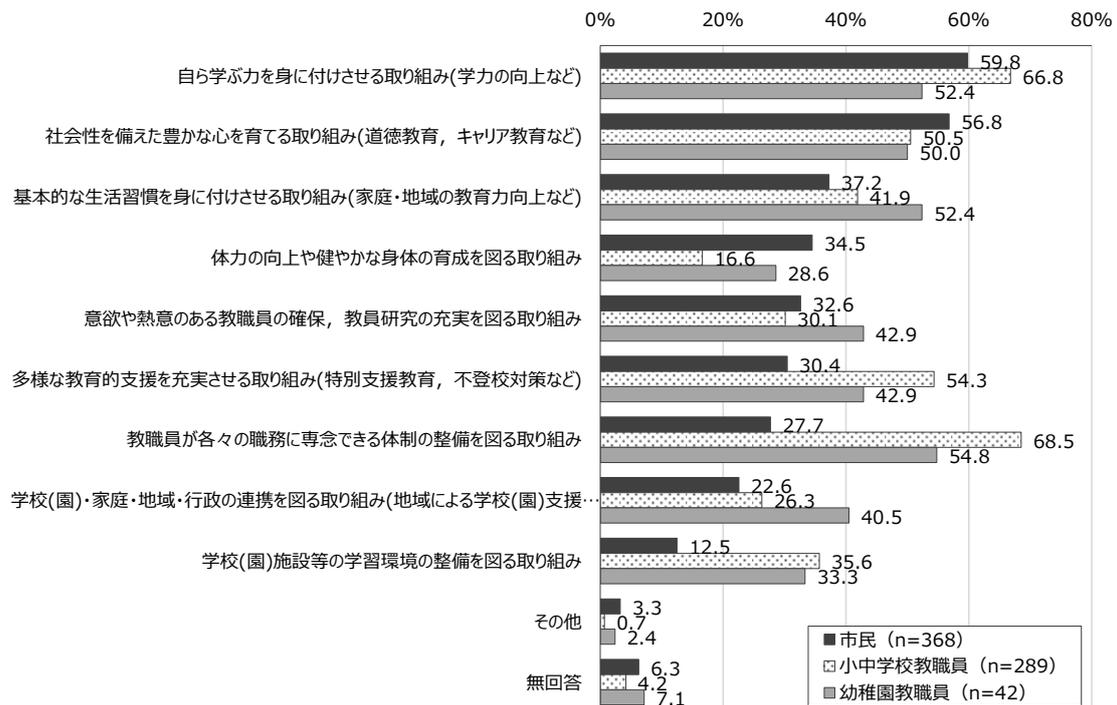
▼グローバルに対応できる人材育成のため、教育において伸ばしていくことが重要だと思う能力(小中学校教職員・幼稚園教職員)

グローバルに対応できる人材育成のため、教育において伸ばしていくことが重要だと思う能力について、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「語学力・コミュニケーション能力」、「主体性や積極性」、「異文化理解の精神」の順に割合が高くなっています。



▼今後の教育施策で特に重要と思う取り組み(市民／小中学校・幼稚園教職員)

今後の教育施策で特に重要と思う取り組みについて、市民、小中学校教職員、幼稚園教職員ともに「自ら学ぶ力を身に付けさせる取り組み(学力の向上など)」、「社会性を備えた豊かな心を育てる取り組み(道徳教育, キャリア教育など)」の割合が高くなっていますが、小中校教職員では「教職員が各々の職務に専念できる体制の整備を図る取り組み」、「多様な教育的支援を充実させる取り組み(特別支援教育, 不登校対策など)」の割合も高く、また、幼稚園教職員では、「基本的な生活習慣を身に付けさせる取り組み(家庭・地域の教育力向上など)」の割合も高くなっています。

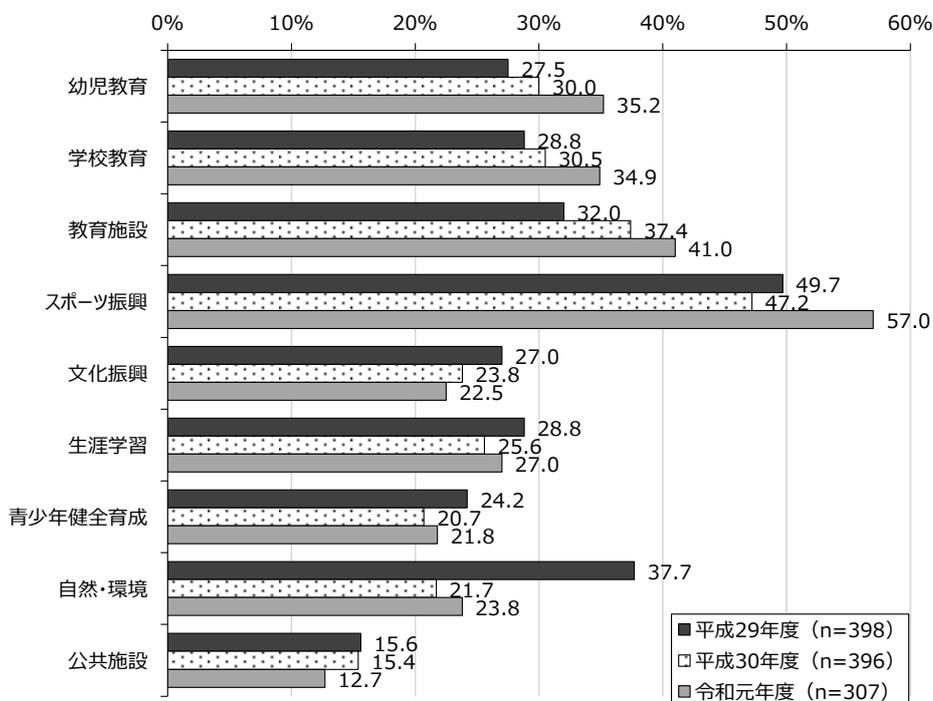


■市政運営に関わる市民満足度調査

銚田市の現状や第2次銚田市総合計画に基づく各種施策に対する満足度による評価や意向を把握し、市政全般の施策の方向性や課題解決に役立てることを目的に平成29年度から実施している調査です。

▼銚田市の教育関連施策等に対する満足度(満足・やや満足と回答した人の割合)

教育関連施策等に対する満足度について、「満足」と「やや満足」と回答した人の割合を経年でみると、スポーツ振興や幼児教育、学校教育、教育施設は平成29年度に比べ令和元年度で高くなっている一方、文化振興、生涯学習、青少年健全育成では平成29年度に比べ令和元年度で低くなっています。



4 第2期教育振興基本計画の進捗状況

第2期教育振興基本計画では、「1. 子どもたちの教育環境の向上」「2. 地域資源を活用した生涯学習の活性化」「3. 文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実」「4. 地域間・国際交流の推進」の4つの基本施策に基づき、教育の充実に取り組みました。

基本施策1. 子どもたちの教育環境の向上

(1) 幼児教育の充実

主な取り組み

- ・小学校就学時期の保護者を対象とした講座を開催しました。また、家庭教育に係わることの少ない父親に対し、家庭教育の在り方について講演会の開催や訪問型の家庭教育支援を実施しました。
- ・学校段階等間の円滑な接続のため、幼稚園・保育所(園)・小学校の教員等で研修会を実施するとともに、保育現場において必要な技術や知識の習得のため、研修会等に参加しました。
- ・子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせ、公立・私立を含めた幼稚園・保育所(園)利用定員について検討するとともに、認定こども園の整備に向けた準備作業を進めました。
- ・入学に対して不安にならない環境づくりを行うため、幼稚園・保育所(園)と小学校で交流を行いました。
- ・支援が必要な園児に対して、各幼稚園の状況に合わせて生活指導員を配置し、必要に応じた支援を行いました。
- ・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、新制度対象の幼稚園、保育所(園)を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無料になりました。また、一定所得未満相当の世帯及び第3子以降の子どもたちの給食費の一部免除の制度もあわせて始まりました。

今後の課題

- ・家庭教育学級の開催には専門的知識を必要とするため、講師等の人材確保が難しい状況です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、研修会等の開催が難しい状況ですが、インターネット等を利用した研修会の開催や研修以外で知識を身に付ける方法について検討していく必要があります。
- ・育児ニーズの多様化への対応及び幼児教育・保育の更なる充実を図る必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により大人数の交流ができなくなっています。人数を分けるなど密にならない方法を考える必要があります。
- ・支援が必要な園児が増えてきているため、今後生活指導員の数を積極的に増やしていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、どのように幼児教育・保育を行っていくかが課題です。

(2) 特色ある学校づくりの推進

主な取り組み

- ・地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした総合的な学習の時間の内容を設定することや、他者と協働して主体的に取り組む学習活動を重視しながら推進してきました。また、全小中学校での職場体験や見学の実施、読書活動を実施しました。
- ・道徳教育推進会議を中心に研修を行い、パイロット校として実践研究に取り組んだ2校の成果を翌年度始めに全校で共有し、各学校の指導力の向上を図ってきました。
- ・「鉾田市授業スタイル2nd」の見直しと研修を行い、授業における主体的・対話的で深い学びについて共通理解を図りました。

今後の課題

- ・よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成が重要です。
- ・「いばらき キャリアパスポート」の活用により、学校段階間をつなぐ組織的・系統的なキャリア教育の充実を図る必要があります。
- ・「考え、議論する道徳」への質的転換の推進や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善による学力向上を図る必要があります。

(3) 指導体制の充実

主な取り組み

- ・家庭学習の手引きの活用による家庭学習の習慣化や、ノーメディアデー（テレビ、スマホ、ゲームなど）を実施しました。
- ・各中学校に1名、小学校10校に5名の計9名のALTを配置し、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図りました。
- ・高校調べ、高校説明会等によるガイダンス機能の充実や高校体験学習への積極的参加などキャリアカウンセリングの機会の確保に努めました。
- ・中学3年生の希望者を対象に教員経験者や大学生等が学習支援を行う、土曜スクールを実施しました。

今後の課題

- ・個に応じた学習課題の設定や小中のつながりのある連続的・継続的な外国語教育の指導体制の充実を図ることが重要です。
- ・児童生徒に学校で学ぶことと社会との結びつきを意識させ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる「基礎的・汎用的能力」の育成が必要です。
- ・キャリアカウンセリングの機会の確保と質の向上を図ることが重要です。

(4) 児童・生徒の健全育成

主な取り組み

- ・各校の実態に応じてスクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施し、教員のカウンセリングに関する資質の向上を図りました。
- ・子ども家庭課、銚田児童相談所、銚田警察署と連携し、情報及び指導の方向性を共有しました。
- ・適応指導教室では、学習活動ばかりではなく、体力づくりや生活習慣づくり、人間関係づくりに重点を置いた活動も行いました。
- ・特別な配慮が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置しました。担当の教職員と特別支援教育支援員とで情報の共有を図り、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成・活用し、個別対応を行いました。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画について教職員間での共有を図りました。
- ・令和2年度より旭学校給食センターの調理業務を民間委託しました。また、引き続き衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めました。
- ・栄養教諭等が保育所(園)や小中学校を訪問し、子どもに対し指導・講話等を行い食に関する健康教育を行うとともに、食育指導において地元農産物の紹介を行いました。
- ・学校給食において月1回の「銚田の日献立」を実施して郷土理解を深める機会を提供するとともに、JAの協力を得た食材を使用し、地産地消を推進するなど食育に努めました。

今後の課題

- ・教員のカウンセリングに関する資質の向上と教育相談体制の充実を図ることが重要です。
- ・特別な配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあるため、今後も学校のニーズに合わせた支援員を配置していく必要があります。
- ・発語の遅れだけでなく、発達障害などの複合的な要因のケースもあることから、健康増進課との連携を図りながら、幼児の状況を包括的に捉え、相談や指導ができるよう体系を整理していく必要があります。
- ・旭学校給食センターは、平成7年の稼働から25年が経過し、施設や厨房機器をはじめとする各種設備の老朽化が著しく、修繕を繰り返している状況のため、統合小学校の開校や進行する少子化を考慮するとともに、施設の有効性や効率性を重視し、銚田学校給食センターの施設等の改修を行い、給食センターの統合を図ります。施設や設備の故障は給食提供に直結し、大きな影響を及ぼすため、安定した給食提供が課題となっています。
- ・幼児・児童への食育講話では保護者が同席する機会が少ない現状があります。家庭において食事を提供する保護者への情報提供も必要となっています。
- ・地産地消を推進するためには、安定した地場産物の供給が不可欠ですが、市内の事業者も限られており、食材を安定して確保できる体制づくりが課題となっています。

(5) 児童・生徒の安全確保

主な取り組み

- ・年間を通して自然災害や火災及び不審者等の各種避難訓練を行ったほか、保護者を対象とした防犯教室を実施しました。
- ・各学校における交通安全教室に加え、交通公園を活用した交通事故の衝突実験の見学、自転車の実技講習を実施しました。
- ・各小学校に登録している「子どもを守る110番の家」の状況を把握しました。また、鉾田警察署に登下校時の巡回を依頼し、子どもたちの安全確保に努めました。
- ・「鉾田市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図りました。
- ・学校における新型コロナウイルス感染症対策として、石けんの常時設置の徹底や換気のほか、消毒員による校内の消毒などを行い学校での安全対策の確保に努めました。

今後の課題

- ・自然災害の増加が懸念される中、児童生徒が自然災害のメカニズム、また、地域で起こりうる自然災害などに対する正しい知識の習得が必要です。
- ・小学校統合による通学路の変更に伴う「子どもを守る110番の家」の新規依頼が課題です。
- ・学校内の施設の消毒を行うための消毒員の確保が課題です。

(6) 開かれた学校づくりの推進

主な取り組み

- ・各学校から推薦された学校評議員と意見交換をしました。
- ・学校運営について学校の実情に合わせて、年間2～3回アンケート調査を実施し、結果を公開するとともに、よりよい学校運営に改善していくため参考資料としています。
- ・学校運営について、保護者や地域への情報発信としてホームページの定期的更新、学校だよりや学年だよりの発行を行いました。
- ・1日の中で、保護者が自由に学校の中や授業の様子を見学できる学校公開日を小中学校で設けました。

今後の課題

- ・国・県・市の施策等について、学校評議員へ情報提供を増やしていくことが必要です。
- ・学校評価で明らかになった課題について、PTA 運営委員会等で改善方法等を話し合うことも必要です。
- ・社会の情勢に合わせ、個人情報保護法、著作権や肖像権について理解を深める必要があります。

(7) 教育施設・設備の整備

主な取り組み

- ・大洋小学校用地を取得し、学校建設に着手しました。
- ・旭中学校区統合小学校候補地選定委員会を開催しました。
- ・老朽化の進む施設に対して、都度必要な修繕を行いました。
- ・文部科学省によるGIGAスクール構想に基づき、1人1台の学習用PC端末の整備を実施し、各小中学校にLAN（高速通信ネットワーク）や学習用システムを導入しました。また、学習の個別最適化に必要な環境整備を行いました。
- ・ICTを活用した学習活動の充実を図るため、ICT支援員による指導体制の整備を行いました。
- ・上島東小学校，上島西小学校，白鳥東小学校，白鳥西小学校，銚田南中学校，大洋中学校に個別空調設備を整備しました。

今後の課題

- ・学校再編計画に基づき、計画的に統合小学校の施設整備を行うことが重要です。
 - ・施設の長寿命化を図るために、建築年数の経過した施設に対しては、維持補修のみでなく大規模な改修が必要です。
 - ・学習用PC端末の整備にとどまらない情報教育の推進，展開が必要です。
-

(8) 教育環境の向上

主な取り組み

- ・統合小学校の通学区域内において、通学用としてスクールバスを運行し、通学する児童の安全確保及び遠距離通学負担の軽減を図りました。
- ・デジタル教材，統合型の校務支援システムを導入し，学校運営業務の効率化を図りました。
- ・道徳教育の推進を通して豊かな心の育成に努めました。

今後の課題

- ・日々変化する教育環境を活用するためのサポートが必要です。
 - ・子どもたちの豊かな心の育成のため、「考え，議論する道徳」の実践と主体的に学び語り合える活動の充実が重要です。
-

基本施策2. 地域資源を活用した生涯学習の活性化

(1) 生涯学習活動の活性化

主な取り組み

- ・市民の利用要望に対し、会議等への施設の貸出しを行いました。
- ・旧徳宿小学校を活用し、社会教育等複合施設の整備を進めています。
- ・公民館の若年層利用が少ない現状を踏まえ、若年層をターゲットとした講座の企画や参加しやすい環境づくりとして、休日や夜間に講座などを開催する取り組みを実施しました。また、平成30年度より講座数を増やし、幅広い講座の開催を行いました。
- ・市民主体で行う自主講座を支援し、生涯学習を担う新たな人材の育成を行いました。

今後の課題

- ・施設の老朽化に伴う、改修工事を計画的に実施していく必要があります。
- ・社会教育等複合施設は、早期の開設を目指し、工事を完了する必要があります。
- ・生涯学習活動の進展のため、様々なジャンルの生涯学習団体の育成が必要です。
- ・市民主体の自主講座が少ないことが課題です。



(2) 図書館機能の充実

主な取り組み

- ・毎月第1土曜日にボランティア団体による「おたのしみ会」を実施し、読み聞かせの支援や推進を図りました。
- ・4ヶ月乳児検診時に絵本を開く楽しい経験といっしょに絵本を手渡し、読書に親しむきっかけづくりをしました。
- ・お薦めの本を紹介するポップを募集する企画や時節にあった図書を配架する企画コーナーの設置等により利用促進を図りました。
- ・図書館情報システムのメンテナンスを適宜行い、システムを活用した円滑な運営に努めました。
- ・広範囲な分野の資料収集に努めるとともに、県立図書館や県内の各図書館との相互貸借を活用し利用者のリクエストに応えました。

今後の課題

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ボランティアによる読み聞かせが実施できませんでした。今後、対策を講じながら、どのように行っていくか、読み聞かせの支援や推進方法についても検討が必要です。
- ・図書館に乳幼児といっしょに安心して絵本に親しんでもらえる場所を確保し、自宅でも絵本に親しむ機会を持ってもらえるよう支援していくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書館を休館、また、再開後も利用制限をした影響により減少した利用者数の回復が課題です。
- ・令和3年度の図書館情報システム更新に向けて研究・検討します。今後もシステムの充実を図り、事務処理のスピードアップとよりよいホームページの構築を行い、市民サービスの向上に努めます。
- ・利用者の生涯学習の拠点施設として、広範囲な分野の資料の収集に努めます。



(3) 青少年健全育成の推進

主な取り組み

- ・ 青少年相談員の研修会の開催、催事巡回、あいさつ声かけ運動や店舗訪問等を行い、青少年の健全育成に努めました。
- ・ 長期休業期間を利用した子どもふれあい事業(体験学習)や、休日を利用した土曜教育活動事業(学習支援)を実施し、子どもたちの居場所づくりに努めました。
- ・ 青少年育成の一環として、成人式、花いっぱい運動、子どもふれあい事業等の各種事業を実施しました。また、青少年育成銚田市民会議等の各団体を支援しました。
- ・ 閉校になった旧銚田小学校を活用し、銚田地区に児童クラブを開所しました。現在、公立民営4か所、民立民営8か所で放課後児童を受け入れています。また、民間の放課後児童クラブに対しては円滑な運営ができるよう補助を行っています。
- ・ 放課後児童の安全・安心な居場所を整備するため、大洋小学校の建設に併せ、小学校敷地内における利用定員120名の放課後児童クラブの建設に向けて、準備作業を進めました。

今後の課題

- ・ 青少年相談員の確保が困難な状況にあります。
- ・ 土曜教育活動の参加者が減少しているため、事業の見直しが必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種事業の実施方法等の検討が必要です。
- ・ 核家族化や共働き家庭の増加により、学童保育を必要とする家庭が増加しています。特別な配慮が必要な児童の受け入れを考慮すると、これらに対応する施設整備や支援員確保が必須ですが、支援員の人数及び質の確保が課題となっています。



基本施策3. 文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実

Ⅰ 文化・芸術活動の振興

(1) 文化・芸術活動の活性化

主な取り組み

- ・芸術文化活動への参加及び芸術文化の鑑賞の機会を多くの市民に提供し、本市における芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化振興事業等に要する経費に対し、補助金を交付しました。
- ・クラシック・JAZZなどの音楽コンサート、演芸、演劇等による質の高い公演事業を実施し、市民の芸術文化意識の向上を図りました。また、市民合奏団・市民合唱団・市民ミュージカルなど市民組織団体と共に事業を実施し、市民を主役とする芸術団体の企画運営を推進しました。

今後の課題

- ・芸術文化活動の進展のため、様々なジャンルの芸術文化団体の育成が必要です。
- ・伝統芸能等の事業では、高齢者が多く来館されるため、児童生徒へ向けた同事業を計画し、年間を通して幅広い世代に鑑賞する機会を提供できるよう努めます。
- ・芸術鑑賞会、公民館内の公演、文化祭、美術展覧会においては、令和2年度の活動を新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止している現状です。今後、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、どのように行っていくかが課題です。

(2) 文化財の保護・啓発

主な取り組み

- ・県及び市指定文化財への修繕補助や警防訓練を実施し、文化財の保護に努めました。また、県指導員と共に市内遺跡の巡視を行いました。
- ・あけぼの館を活用し、子どもたちに昔の遊びや土器・勾玉づくり等の体験活動を実施し、郷土愛を育む事業を行いました。
- ・中学2年生を対象に、市内中学校において郷土研究を実施し、市の伝統や文化等を学ぶことで、郷土への愛着心を育む事業を行いました。

今後の課題

- ・文化財の修繕等に対する補助金の確保が課題です。
- ・あけぼの館への一般市民の来客数が少ないため、情報発信や保護意識の啓発が必要です。また、これまで実施していなかった市民向けの講座・講演についても取り組んでいく必要があります。
- ・いばらきっ子郷土検定での正答率が低くなっており、郷土の魅力を発信する必要があります。

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

(1) スポーツ教室の開催

主な取り組み

- ・市民全体に対しスポーツがより身近になるように、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ大会出場者に対し補助金を交付しました。
- ・健康づくり教室として、からだスッキリ教室（16回）、筋力アップセミナー（10回）を開催しました。
- ・茨城県ねんりんスポーツ大会の予選大会を地区大会と市大会に分けて開催しました。また、年間を通して開催できるよう高齢者クラブ連合会を支援し、独自の大会を開催しました。
- ・卓球、バドミントン、陸上、クライミング教室の開催を行い、市民の健康意識の向上及び生涯スポーツ社会の実現に寄与するために、スポーツに親しむ機会を提供しました。
- ・市民の体力向上と仲間づくり、また、市外への本市のPRを目的に、例年12月の第3日曜日に「ほこたマラソン大会」を開催しました。
- ・茨城国体におけるスポーツクライミング会場として、令和元年6月のリハーサル大会及び10月の本大会を開催し、県内外に本市の魅力を発信しました。また、スポーツクライミングを一過性の競技にしないため、競技施設を旧徳宿小学校に移設し、県内のスポーツクライミングの拠点となる施設整備を行いました。

今後の課題

- ・スポーツ団体に所属する会員が減少傾向にあり、存続が難しい団体も出てきています。各団体の団員増加や団体の維持に向けた取り組みが課題となっています。
- ・健康づくり教室終了後に継続して運動に取り組める場の提供が必要です。
- ・高齢者クラブの中には、参加率が低いクラブもあり、参加しやすいニュースポーツ等の大会を企画することも必要です。
- ・年々参加者が減少している教室もあるため、参加者数が増加するよう各教室のPR活動を推進することが必要です。
- ・今後、各事業を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、大会参加者並びに催事協力者の安全を確保し、大会の運営を行う必要があります。
- ・今後もスポーツクライミング競技が広く市民に広まるよう、PR活動を進めていく必要があります。

(2) 指導者の育成

主な取り組み

- ・一部の競技においては、体育協会連盟団体が審判講習会を行うなど、指導者の育成を進めました。
- ・シルバーリハビリ体操指導者講習会を行方市と合同で開催しました。また、リハビリ体操指導士会と連携を図り、地域で介護予防活動ができるよう人材の育成に取り組みました。

今後の課題

- ・スポーツ少年団認定員養成講習会においては、食育やテーピング教室、熱中症対策についての講習を行い、指導者の質を高める必要があります。
 - ・スポーツ少年団指導者に係る制度の改定に合わせ、講習会を行う必要があります。
 - ・シルバーリハビリ体操指導者講習会の受講者が年々減少しており、受講者確保のためのPR活動など周知活動を行うことが重要です。
-

(3) 総合型地域スポーツクラブへの支援

主な取り組み

- ・市で1つ開設している総合型スポーツクラブの維持を行いました。
- ・地域住民相互の健康とコミュニティづくりを目的としたニュースポーツ体験事業や、グランドゴルフ大会を行いました。

今後の課題

- ・地域住民が主体となってスポーツクラブに携わってもらい、地域の人たちのコミュニケーションを促進する一つの仕組みとして、クラブが維持されていくことが重要です。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大により、イベント中止や参加者の減少などの影響が出ています。今後、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、イベント等をどう開催していくかが課題です。
-

(4) 社会体育施設の機能充実

主な取り組み

- ・各体育施設職員との連絡を密に取り、利用者が安全に安心して施設の利用ができるよう、随時不具合箇所の修繕を行いました。
- ・旭スポーツセンター・鉾田総合公園テニスコートの照明のLED化工事、鉾田総合公園陸上競技場観覧席の改修工事及び体育館の自動火災報知機の更新工事を行ったほか、大洋武道館の改修実施設計及び鉾田南柔剣道場の柔道用の畳の入れ替えを行いました。
- ・施設によっては国体開催による改修のため長期の利用制限ありましたが、利用者からの苦情もなく、再開後は改修後の施設を快適に利用いただきました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下でも施設の消毒作業や利用者の協力を得ながら、施設管理を行いました。

今後の課題

- ・予算が限られる中、施設の一時的な利用制限等も検討しながら施設の維持管理を行う必要があります。
- ・市内2つの中学校敷地内に設置している柔剣道場についても順次改修工事を進め、社会体育施設から学校教育施設へと管理区分の変更を検討する必要があります。
- ・旭・鉾田・大洋の各社会体育施設について、使用料金の統一に向けた検討が必要です。

(5) 学校施設の開放

主な取り組み

- ・学校施設の利用については、年度当初に利用に係る団体登録申請書の提出を求め、利用施設、利用時間等の調整を行い、偏った施設利用が行われないよう調整を図っています。
- ・運営校には、事業によって学校施設に問題が生じないように、利用者に対して適切な指導を行い施設を利用しました。閉校学校については、利用前後の施設管理について、注意事項を掲示し、定期的に巡視を行いました。

今後の課題

- ・「鉾田市学校跡地利活用計画」に基づき、利用者がスムーズに利用施設の移行ができるように説明・調整が必要です。さらに、開放施設は閉校施設から運営校等に集約するなどの検討が必要です。

基本施策4. 地域間・国際交流の推進

(1) 地域間交流の推進

主な取り組み

- ・オリンピック開催前イベントでは、ベトナム人留学生と協働でベトナム文化紹介及び民族衣装のアオザイ試着体験を実施しました。また、旭西小学校3年生にベトナムの文化や遊びについて紹介する事業を実施しました。
- ・令和元年度は各種イベントを通じ、都市部からの誘客に努め、交流人口の増加を図りました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベント実施はできませんでした。
- ・農産物PRにおいて、視認者数、SNSでの拡散を狙いとする商業施設、人気店舗での銚田市フェアや都内百貨店でのトップセールスを実施するなど、都市住民との交流を行いました。

今後の課題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により交流事業の開催が困難な状況にあり、今後の事業活動方法を見直す必要があります。

(2) 国際交流活動の推進

主な取り組み

- ・市内在住の外国人のための日本語教室や世界各国の料理を披露し合うなど、異文化交流の機会の提供を図りました。

今後の課題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により異文化交流の実施が困難な状況にあります。

(3) 異文化と共生する社会の形成

主な取り組み

- ・各中学校に1名，小学校10校に5名の計9名のALTを配置し，英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図りました。
- ・外国語の実践的コミュニケーションを活用する機会の提供を図るため令和元年度に海外派遣事業を実施し，市内在住の中学生16名がオーストラリアのクイーンズランド州を訪問しました。令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，事業を中止し，市内施設で実施できるイングリッシュ・キャンプを実施しました。
- ・オリンピック開催前イベントではベトナム人留学生と協働で，ベトナム文化紹介及び民族衣装のアオザイ試着体験を実施しました。また，旭西小学校3年生にベトナムの文化や遊びについて紹介する事業を実施しました。

今後の課題

- ・小学校から中学校へのつながりのある外国語教育の指導体制の充実を図ることが必要です。
 - ・海外派遣事業については，派遣先の選定や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による代替事業等を検討していく必要性があります。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大により，外国人との交流事業の実施が困難な状況にあります。
-



第3章 銚田市が目指すこれからの教育

1 教育目標

夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり

銚田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通じ、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分に生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりを目指します。

ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる

「知育『確かな学力』の育成」

知育の視点である一人一人の個性を尊重し、互いに知性を磨き合い、生きる力の育成に努めます。

そのためには、一人一人のつよさや可能性を最大限に伸ばし、確かな学力と豊かな感性をはぐくみます。そして、一人一人が未来に夢や希望をもち、夢の実現に向けて、自ら努力を続ける態度を育てます。

■自ら学ぶ力を育成するきめ細かな指導の充実

- ・ICT教育の着実な推進
- ・各学校段階を通じた授業規律や学習習慣の確立
- ・授業では、基本的な学習習慣をしっかりと身に付けさせる
- ・「銚田市授業スタイル2nd」に基づく主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善
- ・個に応じた家庭学習・自主学習の指導による自ら学ぶ態度の育成
- ・新しい学習指導要領の確実な推進

■的確な子ども理解に基づく子どもへのケアリング

- ・子どもの人権を尊重し、自己肯定感を高める指導
- ・子どもと共に遊び、共に学ぶ教師

■幼児教育・保育の充実

- ・幼児期の運動遊びは、計り知れない「後伸びする力」をはぐくむ

■個々の教師力の向上と協働による学校力の向上

- 学校が子どもたちに夢と希望を与える場であるための環境整備
- 研修体制の充実
- 新しい時代の学びの環境整備
 - ・新型コロナウイルス感染症対策と学校衛生の向上
 - ・教員の働き方改革の推進

● 互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ

「徳育『豊かな人間性』の育成」

徳育の視点である人間尊重の精神に基づき、互いの人格や生命を尊重し、共に支え合う豊かな人間性の育成に努めます。

そのためには、礼儀、感謝、思いやりの心を大切に、互いに協力し助け合う態度を学校、家庭、地域社会が連携して育てます。

- 体験活動の充実
 - ・新しい生活様式に沿った体験活動の推進
 - ・夢と希望の実現を目指す「キャリア教育」の積極的な推進
- 道徳教育の充実
 - ・「考え、議論する道徳」への質的転換の推進
 - ・「特別の教科 道徳」を核とした道徳教育の推進
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳的実践力の育成
- 特別支援教育の充実，教育支援体制の強化，相談活動の充実
- 生徒指導の充実，相談体制の強化，関係機関との連携強化，「適応指導教室（すずらんルーム）」の充実
- 読書活動の充実
 - ・乳幼児期から生涯にわたって読書好きな子どもの育成
 - ・学校図書の蔵書の充実や朝の読書の励行など，子どもたちの読書習慣の確立
 - ・学校，家庭，地域，関係機関の連携による読書好きな子どもの育成
 - ・「ノーメディアデー（ノーテレビデー，ノーゲームデーなど）」の設定
 - ・「うちどく（家読）」運動の推進による読書習慣の確立

● 心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ

「体育『健やかな体』の育成」

体育の視点であるスポーツや運動に親しみ、自己の健康づくりに励み、たくましく生きる力の育成に努めます。

そのためには、心と体を一体として捉え、楽しみながら心身の健康の保持増進に努め、たくましく主体的に生きる意欲や態度を育てます。

- 健全な食生活の確立を目指す食育の推進
- 「早寝、早起き、朝ご飯」運動の推進による基本的な生活習慣の確立
- 子ども会育成連合会等の活動
- スポーツ少年団等の社会体育を通じた体力づくり

● 郷土を愛し、勤労と責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる

「郷土愛『国際社会に貢献する人材』の育成」

郷土愛の視点である「郷土鉾田」は豊かな自然に恵まれた地域です。市民一人一人が郷土に誇りを持ち、国際社会に貢献する態度の育成に努めます。

そのためには、郷土への正しい理解を深め、社会人としての責任を自覚し、勤労に励み、社会に貢献できる態度を育てます。

- 美しいものや自然を愛する心の育成
- 国際理解は地域理解から、「鉾田に生まれてよかった」と実感できる環境づくり
- グローバル化に対応した外国語活動及び外国語科の充実（小中学校連携）
- 中学生海外派遣事業の実施と青年期における社会活動の啓発・支援

2 基本方針

基本方針1

子どもの個性を伸ばし生きる力を育む，学校教育の推進

ICTの普及やグローバル化の一層の進展，多様化する社会の変化に伴い，子どもたちを取り巻く環境が大きく変容する中，生まれ育った環境に左右されることなく，夢や希望を持って自らの人生を切り拓き，将来にわたって主体的に生きていくために必要な，確かな学力を身に付け，豊かな心を育成するとともに，健康な体づくりの基礎を築き「生きる力」をバランス良く育みます。

基本方針2

子どもたちの学びを支える環境の充実

未来を担う子どもたちが，安全・安心な環境で学び生活できるよう，校舎や備品などの整備・充実を図り魅力ある学校づくりを推進するとともに，家庭・地域社会・学校が連携した開かれた学校づくりを推進します。

また，「銚田市公立学校施設再編計画」に基づく学校の適正規模及び適正配置，施設等の整備について計画的に推進します。

基本方針3

郷土の自然・伝統・文化を継承し，生涯を通して学び，活躍できる環境の充実

誰もが生涯にわたっていつでも，どこでも学び，習得した成果を子どもの教育や地域の活動において生かすことは，生きがいにもつながります。心豊かな暮らしが実現するように，市民の誰もが学び合える生涯学習機会の充実を図り，学んだことを生かせる社会づくりを推進します。

郷土に根ざした伝統文化を受け止め，後継者の育成や保存・継承するための教育を推進するとともに，文化芸術団体との連携や協力を図りつつ，子どもたちが文化芸術に触れる機会を提供していきます。

基本方針4

生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実

学校や地域における子どものスポーツ活動の機会を増やすとともに，生涯スポーツ社会の実現に向け，ライフステージに応じて，年齢や性別，障害などを問わず誰もが身近にスポーツに親しむことができるようスポーツ環境の整備を進めます。

3 家庭・地域・学校・行政の基本的役割

本計画を総合的かつ効率的に進めていくためには、家庭、地域、学校、行政の役割を明確にしていくことが大切です。地域の実情に応じた役割分担を考え、それぞれの連携と協働を促進し、社会の幅広い教育機能の活性化を図り、よりよい環境づくりに社会全体で取り組んでいくことが必要となります。

(1) 家庭の役割

「教育の原点は家庭教育にある」と言われるほど、家庭は、人格形成のための出発点として重要な役割を担っています。

家庭は、子どもたちを温かな心で優しく包みながら、健やかな成長を支えるとともに、社会を生き抜く力、社会のルールや物事の善悪を判断する力などを身に付けるための教育を実践する場であり、基礎を築く責務を有しています。

- ① 社会の規律や他人への思いやり、公正な判断、倫理観などを身に付ける家庭教育の実践
- ② 心身の健全な発達に資する望ましい生活習慣の定着
- ③ 社会の変化や流れを読み取れる能力の育成
- ④ 地域活動などへの参加による連帯感の醸成
- ⑤ 保護者向け学習会への参加による家庭の教育力向上

(2) 地域の役割

子どもを中心とした地域の連携を進めていくためには、地域全体で、家庭教育や学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもたちの健全な育成を図り、地域の教育力の向上と推進体制づくりやその強化を図ることが必要です。

- ① 地域の自然や伝統文化に触れながら多種多様な体験ができる機会の創造
- ② 様々な社会的役割や経験を持つ各世代の人々との交流機会の提供
- ③ 各種ボランティア活動などを通して、資質や能力の向上を図るとともに個性を発揮する機会の提供
- ④ 学校との連携や地域の一体感の強化
- ⑤ 子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくり

(3) 学校の役割

学校は、すべての子どもたちが社会で生きていく上での「知・徳・体」の育成にバランス良く取り組み、発達段階に応じた教育を実践することで、健やかな心身の発達を図ることが必要です。

- ① 楽しくわかる授業の実践に努めるなど、教職員の指導力・資質の向上を図ることによる子どもたちの確かな学力の育成
- ② いじめ・不登校などの予防及び早期発見、早期対応
- ③ 特別な配慮を必要とする児童生徒への教育環境の整備や学習支援
- ④ 体験活動を通じた心の教育の重視と善悪の判断力や、望ましい社会性を育む教育の推進
- ⑤ 開かれた学校づくりを目指す各学校の実態に応じた特色ある学校づくり
- ⑥ 児童生徒が安心して学習できる安全な環境づくりの推進

(4) 行政の役割

行政は、家庭・地域・学校がその役割を十分果たせるように、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ、支援を行います。

また、教育の機会均等や教育水準の維持向上を図るため、国や県に支援や指導を求めるとともに、適切な役割分担の下に相互が連携・協力しながら、様々な施策に取り組みます。

◆国の役割

教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うとともに、次の役割を果たすための措置を講じる。

- ・教育に関する基本制度の枠組みの設定
- ・全国的な基準の設定（学校等の設置基準、学習指導要領など）
- ・教育条件整備に関する支援（施設整備への国庫補助など）
- ・教育の適正な実施のための支援措置（指導、助言、援助、研修など）
- ・教育振興に向けた社会全体への普及・啓発

◆県の役割

国の権限委譲などに基づき、地域コミュニティとの協働関係を重視しつつ、地方の創意工夫を促すための環境整備を図るとともに、次の役割を果たすための措置を講じる。

- ・広域的な処理を必要とする教育事業の実施
- ・市町村における教育条件整備に対する支援
- ・市町村における教育事業への支援措置（指導、助言、援助、研修など）

◆市の役割

団体自治、住民自治の基本原則に根ざし、広域的な調整を図るなど、教育の実施について直接的な責任を負い、役割を十分に果たすことができる措置を講じる。

第4章 教育推進のための施策の展開

1 施策体系

▼基本方針1 子どもの個性を伸ばし生きる力を育む, 学校教育の推進

施策の方向	施策・事業
(1) 確かな学力の育成	学力向上の推進
	個に応じた指導の充実
	家庭学習の工夫や改善
	TT 非常勤講師配置事業
	外国語指導助手 (ALT) 派遣事業
	進路指導の充実
(2) 豊かな心の育成	総合的な学習の時間の充実
	職場体験及び農業体験の推進
	読書活動の推進
	道徳教育の充実
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
	人権教育の推進
	豊かな心育成宣言の励行
	男女共同参画の推進
(3) 健やかな体の育成	体力向上のための学校体育の推進
	部活動の充実
	学校保健事業
	ヘルスサポーター事業
	健康教育事業
	食生活改善推進事業 (講習会等)
	食育の推進
(4) 幼児教育の充実	家庭教育支援事業
	幼稚園教諭研修
	学校・幼稚園訪問指導による研修
	保育士研修
	幼保一元化の検討
	幼稚園・保育所(園)と小学校の交流
	幼保連絡協議会の開催
	生活指導員配置事業
	子ども・子育て支援事業計画の策定

施策の方向	施策・事業
(5) 一人一人に応じた指導 や支援の推進	特別支援教育の充実
	地域交流事業
	医学的な助言(専門医)による指導体制の充実
	ことばの教育
	不登校の児童生徒への支援
	適応指導教室の充実
	教育支援の充実
	子どもの学習支援
	外国籍の子ども・家庭への支援
	いじめ防止等のための取り組みの推進
	特別支援教育支援事業
(6) 社会の変化に対応する 教育の推進	キャリア教育の推進
	環境教育の推進
	中学生海外派遣事業
	国際交流事業
	情報教育の推進
ICTを活用した学びの推進	

▼基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

施策の方向	施策・事業
(1) 教育環境の向上	統合小学校整備
	スクールバス運行事業
	学習資源のネットワーク化
	ICT環境の整備
	小中学校管理事業
	学校給食センター運営管理事業
	教職員の資質向上
	幼稚園の再編
	中学校の再編
	教員の働き方改革
(2) 児童生徒の安全確保	防災・防犯安全教育
	交通安全の啓発・交通安全教室
	子どもを守る110番の家の推進
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	学校施設環境衛生改善事業
(3) 開かれた学校づくりの推進	学校評議員制度の充実
	家庭・地域社会・学校が連携した学校運営
	学校からの情報発信
幼児教育と小学校教育の接続のための研修会	

▼基本方針3 郷土の自然・伝統・文化を継承し, 生涯を通じて学び, 活躍できる環境の充実

施策の方向	施策・事業
(1) 生涯学習活動の活性化	成人教育
	青少年教育
	高齢者教育
	公民館クラブ活動
	公民館参加者発表会
	図書館展示
	生涯学習相談体制の充実
	生涯学習施設の利用の推進
	社会教育等複合施設の活用
	人材育成環境の向上
(2) 図書館機能の充実	読み聞かせ活動
	ブックスタート事業
	図書情報の提供
	図書館情報システムの充実
	蔵書の充実
	学校との連携
(3) 青少年健全育成の推進	青少年相談員活動事業
	子どもの居場所づくり事業
	青少年健全育成事業
	放課後児童健全育成事業
	人権教育・啓発の推進
	薬物乱用防止活動
(4) 文化・芸術活動の活性化	芸術文化団体の支援
	芸術鑑賞会
	芸術文化創造事業
	銚田市文化祭
	銚田市美術展覧会
(5) 文化財の保護・啓発	文化財保護の普及・啓発
	文化財警防訓練
	文化財展示施設の活用促進
	ふるさと意識の醸成

▼基本方針4 生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実

施策の方向	施策・事業
(1) スポーツ・レクリエーション 活動の推進	スポーツ推進事業
	健康増進事業(健康づくり教室)
	高齢者スポーツ大会の開催
	ほこたマラソン大会事業
	ウォーキングの普及・啓発
	健康増進施設の有効活用
	指導者の育成
(2) スポーツ・レクリエーション 施設整備・充実	総合型地域スポーツクラブへの支援
	社会体育施設機能の充実
	体育施設管理事業
	学校施設の開放
	社会体育施設の安全確保



2 施策の展開

基本方針1 子どもの個性を伸ばし生きる力を育む，学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

子どもたちが、多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、自ら学び、考え、行動する力を身に付けるための発達段階に応じた確かな学力の育成が必要です。児童生徒が自主的に授業に参加し、対話を通して自らの考えを深めていく授業づくりや、ICTをはじめとした時代の変化に対応できるよう、時代に即した教育に取り組みます。

■主な取り組み

学力向上の推進

指導課

実践事例について研究協議を実施し、授業における主体的・対話的で深い学びについて共通理解を図ります。学校改善プラン等を基に、各校の取り組み等を分析し、改善を図ります。

個に応じた指導の充実

指導課

少人数教育の推進により、学校の実態に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

家庭学習の工夫や改善

指導課

児童生徒の学習意欲を高めるため、個に応じた課題設定などの工夫改善を図るとともに、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の確立を図るための取り組みを進めます。

TT 非常勤講師配置事業

指導課

TT（チームティーチング：個人に応じたきめ細かな指導を行うため、複数の教員が協力して授業を行う指導方法）のための非常勤講師を配置します。

外国語指導助手(ALT) 派遣事業

指導課

外国語教育の指導体制を充実・発展させることにより、外国語（英語）による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

進路指導の充実

指導課

進路選択について、子どもたちの悩み等にかきめ細かに対応できる相談体制の整備や、関係機関との連携による最新の情報収集等を図ります。

■数値目標

指標名	基準値	目標値
学校に通うのが楽しいと感じている児童生徒の割合		
教育振興に関するアンケート調査の「学校に通うのが楽しいですか。」の質問に「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答した割合	R2 小学生 91.1% 中学生 86.2%	R7 小学生 96.0% 中学生 91.0%

(2) 豊かな心の育成

児童生徒が、自己肯定感を高め、自立して前向きに生きていくために、思いやりの心や規範意識、自他の生命尊重など他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うほか、人権に関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動につながる人権感覚の育成に努めます。また、不安や悩みを抱える児童生徒等のニーズに対応できるよう、教育相談体制の充実を図ります。

■主な取り組み

総合的な学習の時間の充実	指導課
教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心に基づく学習などを通して、総合的な学習の時間の充実を図ります。	
職場体験及び農業体験の推進	指導課・関係課
中学生を対象に職場体験などの社会体験を通して、勤労観、職業観及び地域社会の仕組みを学ぶ機会を提供します。	
読書活動の推進	指導課
子どもの活字離れに対応し、読書の楽しみを実感させます。また、朝の読書活動等を実施することで、集中力を高めます。さらには、家庭における読書を推進します。	
道徳教育の充実	指導課
道徳教育推進会議を中心に研修を行い、各学校の指導力の向上を図ります。毎年2校を推進校に指定し、市全体で研究成果を共有します。	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	指導課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、日常的な教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭や関係機関との連携による児童生徒の心のケアを図ります。	
人権教育の推進	指導課
道徳科や社会科、特別活動などで道徳規範、社会規範、人命尊重、他者を思いやる心の教育など、人権教育を推進します。	
豊かな心育成宣言の励行	指導課・生涯学習課
幼児・園児・児童生徒の豊かな心の育成を図るための学校・家庭・地域社会の連携の在り方等について協議し、子どもたちの豊かな心の育成に努めます。	
男女共同参画の推進	まちづくり推進課
家庭生活内において男女がお互いに感謝する日としてパパ・ママ感謝の日を設けることにより、家庭における男女共同参画を推進します。 また、中学生、高校生及び一般の市民を対象とする講演会を継続的に開催することで、偏見・固定的な社会通念を改め、男女共同参画意識の啓発を図ります。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値		
自分は価値のある人間だと思うと回答した児童生徒の割合 教育振興に関するアンケート調査の「自分は価値のある人間だと思う。」の質問に「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	R2	小学生 42.3%	▶	R7	小学生 52.0%
		中学生 47.5%			中学生 58.0%
自分のことが好きだと思うと回答した児童生徒の割合 教育振興に関するアンケート調査の「自分のことが好きだと思う。」の質問に「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	R2	小学生 41.1%	▶	R7	小学生 51.0%
		中学生 45.2%			中学生 55.0%
先生は自分のことをわかってくれていると回答した児童生徒の割合 教育振興に関するアンケート調査の「学校の先生について感じていることで、自分のことをわかってくれている」の質問に「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	R2	小学生 80.7%	▶	R7	小学生 91.0%
		中学生 74.0%			中学生 84.0%
学校以外で、本をよく読むと回答した児童生徒の割合 教育振興に関するアンケート調査の「学校以外で、本（教科書、参考書、マンガ、雑誌以外）を読みますか。」の質問に「毎日読む」「よく読む」と回答した割合	R2	小学生 37.7%	▶	R7	小学生 48.0%
		中学生 35.0%			中学生 45.0%

(3) 健やかな体の育成

未来を担う子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るために、自らの健康管理の大切さを認識し、主体的に健康の保持増進に取り組むとともに、望ましい食習慣や日常的な運動習慣を身に付けることが必要です。時代の変化に応じて生じる健康課題も考慮した学校保健の充実に取り組むとともに、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育む教育を推進します。

■主な取り組み

体力向上のための学校体育の推進

教育総務課・指導課

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から得られる実態・課題を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。また、学校での体育活動によりスポーツの楽しさを知り、生涯を通してスポーツに取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。

部活動の充実

指導課

国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や県の「茨城県部活動の運営方針」、市の「鉾田市部活動の運営方針」にのっとり、部活動の在り方についての検討や改革の取り組みを行っている公立中学校の支援を行います。

学校保健事業

教育総務課

各小・中学校で保健年間計画を立案し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携しながら、健康診断や保健教育等を実施し、歯科衛生の向上や感染症等の予防に努めます。

ヘルスサポーター事業

健康増進課

中学生，高校生を対象として，食と健康の学習や食生活改善推進員の協力を得て，食材や調理器具の使用方法等も含めた調理実習を行います。

健康教育事業

健康増進課・指導課

小学生，中学生，高校生や保護者を対象に思春期の心と体，いのちの誕生等の講話を行います。中学生には産婦人科医師による講話を実施します。

食生活改善推進事業（講習会等）

健康増進課

保育所(園)や幼稚園・小中高校を訪問し，子どもに対し食育推進事業(指導・講話等)を展開します。成人に対しては，病態別による栄養指導を実施します。

食育の推進健康増進課・
学校給食センター

幼少期から青年期までの食育を通じ，豊かな人間形成及び健康な食生活と食習慣の確立を図るとともに，学校給食における地産地消を推進し，郷土理解や食生活改善に努め，健康増進を図ります。

■数値目標

指標名	基準値	目標値
運動することが好きと回答した児童生徒の割合 教育振興に関するアンケート調査の「運動することが好きですか。」の質問に「好き」「どちらかといえば好き」と回答した割合	R2 小学生 79.7% 中学生 71.7%	R7 小学生 90.0% 中学生 82.0%
学校給食での地場産物使用割合 銚田産野菜・豚肉の使用割合	R1 野菜 28.9% 豚肉 100.0%	R7 野菜 42.3% 豚肉 100.0%



(4) 幼児教育の充実

幼児の興味や関心、発達の状態に応じた指導を行い、様々な人や物とのふれあい等の積み重ねによる情緒の安定と心身の調和のとれた発達を図るとともに、創造性や表現力を養うなど人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

また、教職員が研修会などに参加できる機会を設け、教職員としての資質と専門知識の向上に努め、幼児教育で培われた育ちや学びを小学校生活や学習に円滑に接続していけるように、幼稚園・保育所（園）と小学校の連携・接続の強化・改善を図るための研究と推進に努めます。

■主な取り組み

家庭教育支援事業	生涯学習課
家庭教育学級の開催を支援して、「子育て」や「しつけ」などの悩み解消を図ります。	
幼稚園教諭研修	幼稚園
幼稚園が幼児教育を担う場として、教諭一人一人が主体的・協働的に資質・専門性の向上を図ります。	
学校・幼稚園訪問指導による研修	指導課
計画訪問や要請訪問等、学校・幼稚園を訪問し授業研究や研究協議を通して指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。	
保育士研修	保育所
保育所が幼児教育を担う場として、保育士一人一人が主体的・協働的に資質・専門性の向上を図ります。	
幼保一元化の検討	子ども家庭課・教育総務課
育児ニーズの多様化に伴い、教育・保育環境の充実を図るため、幼保一元化に向けて取り組んでいます。	
幼稚園・保育所(園)と小学校の交流	教育総務課・幼稚園・保育所
幼稚園と保育所(園)の就学前の5歳児が小学校において交流を行うことにより、就学期にスムーズな移行ができる環境づくりに寄与します。	
幼保連絡協議会の開催	幼稚園・保育所
幼稚園教諭と保育士が連携を深めることを目的に協議会を開催します。	
生活指導員配置事業	教育総務課
支援を要する幼稚園児に対し、生活指導員を配置して支援を行います。	
子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども家庭課
幼稚園・保育所(園)における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの幼児期における健やかな育成を図るため、事業の進捗状況を確認しながら5年に一度計画を策定しています。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
生活指導員配置数	R1	2人/園	R7	3人/園

(5) 一人一人に応じた指導や支援の推進

児童生徒一人一人がその意欲や能力に応じた力を発揮するためには、多様化する教育的ニーズに対応し、誰もが安心して教育を受けられるような教育支援の充実が求められています。

特別な配慮を必要とする子どもには、一人一人の子どもの特性や発達段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成するとともに、日本語を母語としない子どもへの支援に取り組みます。

また、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消に向けて学校や関係機関等と連携し、いじめ防止対策の推進に取り組みます。

■主な取り組み

特別支援教育の充実

指導課

障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じ、保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校が連携した支援を行うとともに、これら幼児・児童生徒の能力と可能性を伸ばせる教育環境の整備を図ります。

地域交流事業

教育総務課

保護者や本人の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒と当該児童生徒の居住地校との交流事業を行います。

医学的な助言(専門医)による指導体制の充実

指導課

専門医による相談が必要とされる児童生徒への支援体制の充実を図ります。

ことばの教育

指導課

言語能力の発達に遅れがみられる幼児等への指導や、その保護者の相談の窓口として、ことばの教室を設置します。

不登校の児童生徒への支援

指導課

子どもたちの抱える問題等にきめ細やかに対応できるよう、各関係機関との連携を図ります。

適応指導教室の充実

指導課

学校生活や社会生活に適応できる力を育み、自立支援と学校復帰への指導・支援の充実を図ります。

教育支援の充実

教育総務課

家庭の経済状況にかかわらず、保護者が安心して子どもを就学させられるよう経済的支援を行います。就学援助事業や特別支援教育就学奨励費、大学等教育ローン利子補助金事業等の現行制度をホームページや広報紙などで周知するとともに、新たな奨学金制度の創設に向けた検討を行い、経済的な負担が軽減できるよう努めます。

子どもの学習支援

社会福祉課

貧困の連鎖を断ち切るため生活に困窮する世帯に対し、悩みや進学に関する助言等を行い、学習意欲の向上、学習習慣や生活習慣の確立並びに自発的な人間形成を育むため学習支援を行います。

外国籍の子ども・家庭への支援

教育総務課

外国人が安心して暮らせるよう、外国語の就学ガイドブックによる学校の説明や翻訳機を利用した教育を提供します。また、外国人の子どもが、学校等での生活に対応できるように関係機関と連携し支援を行います。

いじめ防止等のための取り組みの推進

教育総務課・指導課

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方の周知徹底を図るとともに、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関で構成する「銚田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの未然防止を含め、いじめの積極的な認知、組織的対応を徹底します。

特別支援教育支援事業

指導課

特別な配慮が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置して支援を行います。

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
不登校児童生徒の割合	R1	小学生 0.7%	R7	小学生 0.5%
全児童生徒に占める不登校児童生徒の割合		中学生 3.1%		中学生 2.5%

(6) 社会の変化に対応する教育の推進

グローバル化の進展やIoTやビックデータ・AI等をはじめとする技術革新の一層の進展、環境問題への関心の高まり、少子高齢化、超スマート社会の到来が予想されるなど、加速する社会変化に対応できる資質・能力の育成に向けた教育を推進することが必要です。体験的な活動の充実により児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な能力の向上に努めるとともに、発達段階に応じた情報活用能力及び情報モラル教育を推進します。

また、環境問題への意識を高める活動を支援するとともに、異なる文化への相互理解を深めていくために市内定住の外国人との交流機会充実を図り、海外との交流環境づくりに努めます。

■主な取り組み

キャリア教育の推進	指導課
中学生を対象に職場体験などの社会体験を通して、勤労観、職業観及び地域社会の仕組みを学ぶ機会を提供します。	
環境教育の推進	生活環境課
こどもエコクラブなど児童生徒が主体的に行う環境保全活動や環境学習活動を支援します。また、北浦や涸沼沿岸の清掃活動を通して水質浄化の意識高揚を図るとともに、水辺環境の学習などにより、水辺環境に対する学習機会を提供します。	
中学生海外派遣事業	生涯学習課
中学生のホームステイや学校訪問を通して、それぞれの国の歴史文化生活習慣等に幅広く理解を深めるとともに、外国語の実践的コミュニケーションを活用する機会の提供と国際性豊かな人材の育成を図ります。	
国際交流事業	まちづくり推進課
市内在住の外国人に対する情報の提供や、国際交流団体等の活動を支援します。	
情報教育の推進	教育総務課
インターネットの普及により、様々な情報をやりとりすることが日常的に行われるようになった高度情報化社会に対応できる子どもの育成を図り、情報機器やITネットワークを活用して、必要な情報を取捨選択できる能力（情報リテラシー）の教育を推進します。	
ICTを活用した学びの推進	教育総務課・指導課
オンライン授業の推進やデジタル教科書の普及促進、情報活用能力を育成するとともに情報モラル指導など、ICTを活用した学習活動の充実を図ります。	

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

(1) 教育環境の向上

学校間連携をはじめ、学習資源のネットワーク化や老朽化した学校施設の改修工事、耐震化及び「公立学校施設再編計画」に基づく統合小学校の建設や小学校再編計画の推進などの教育環境を図るとともに、計画的な施設整備を行い、安全・安心な教育環境づくりを目指します。また、デジタル社会における規範を学び、ICT活用に必要な能力の形成のために教職員の研修体制づくりに努めます。

学校再開にあたって新型コロナウイルス感染症対策についての留意点を示した、「鉾田市立学校教育活動の実施等に係るガイドライン」に沿って新しい生活様式の啓発に努めます。また、児童生徒が、発達の段階に応じて本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断してこれを避ける行動をとることができるよう指導を行います。

■主な取り組み

統合小学校整備	教育総務課
小学校再編計画に基づいて統合小学校を整備し、教育・学習環境の向上及び児童の安全の確保を図ります。	
スクールバス運行事業	教育総務課
統合した小学校の通学区域内において、スクールバスの運行を行い児童の安全を確保します。	
学習資源のネットワーク化	教育総務課
デジタル教材や校務支援システムを計画的に整備するとともに、情報通信ネットワークによる学習資源の共有化を図り、学校運営の効率化を進めます。	
ICT環境の整備	教育総務課
学校におけるICT環境整備に努め、高度情報化社会に対応できる児童生徒の育成を目指し、情報教育を推進します。	
小中学校管理事業	教育総務課
施設を適正に管理して、児童生徒が安心して学べる教育環境づくりに努めます。	
学校給食センター運営管理事業	学校給食センター
徹底した衛生管理・運営を行い、食育の推進及び安全・安心・おいしい学校給食の提供を行います。	
教職員の資質向上	教育総務課・指導課
市教育会に対して教育研修補助を行うなど、教職員の資質向上に努めます。	
幼稚園の再編	教育総務課
入園児の減少傾向に伴い、公立認定こども園の設立や施設の統合により公立幼稚園の存続の検討を行います。	

中学校の再編

教育総務課

生徒数が減少傾向にあることから、市内中学校の再編を検討します。

教員の働き方改革

教育総務課

中央教育審議会の答申を踏まえ、これまで学校が担っていた給食費の徴収業務を教育委員会が行うなど、学校が行う業務の明確化・適正化を図り、負担軽減に努めるとともに、教員の働き方に関する意識改革を行うなど、学校における働き方改革に努めます。

■数値目標

指標名	基準値	目標値
小中学校施設のエアコン設置率	R1	R7
普通教室、特別教室、体育館におけるエアコン設置の割合	89.4%	100.0%

(2) 児童生徒の安全確保

防災訓練をはじめ、不審者を想定した防犯訓練、通学路の危険箇所の解消、不審者情報の共有化、学校安全ボランティアによる巡回の強化などに取り組み、家庭と学校、地域社会が協力して児童生徒の安全確保に努めます。

■主な取り組み

防災・防犯安全教育

教育総務課・各学校

学校などにおける災害、不審者等を想定した避難訓練や防犯訓練を通して、防災・防犯に対する意識の高揚と知識を習得する機会を提供します。

交通安全の啓発・交通安全教室

指導課

悲惨な事故を防ぐため、発達段階に応じた対策についての講話や、体験学習を関係機関と連携して実施します。

子どもを守る110番の家の推進

生涯学習課

各小学校に登録している「子どもを守る110番の家」の状況を把握するとともに、鉾田警察署と連携することで、学校安全の推進を図ります。

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

教育総務課

通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ります。

学校施設環境衛生改善事業

教育総務課

新型コロナウイルス感染症や熱中症等の予防対策として、校舎・体育館などの空調設備の改善を図り衛生環境の向上に努めます。

■数値目標

指標名	基準値	目標値
子どもを守る110番の家登録件数	R1 790件	R7 840件

(3) 開かれた学校づくりの推進

学校運営に助言を行う学校評議員制度等により、家庭・地域社会と連携した学校運営に努めます。

また、地域人材（非常勤講師，学校支援ボランティア）を積極的に活用し，市民協働による開かれた学校づくりを目指します。

■主な取り組み

学校評議員制度の充実

指導課

家庭・地域・学校が連携協力して子どもの成長発達を支援するために，各学校で学校評議員会を実施し，PTA 運営委員会等と連携することで開かれた学校づくりに努めます。

家庭・地域社会・学校が連携した学校運営

指導課

学校運営の実施状況に対して，園児や児童生徒の健全育成，地域からの外部意見を取り入れ，特色ある教育活動を展開するために，学校評価を実施します。

学校からの情報発信

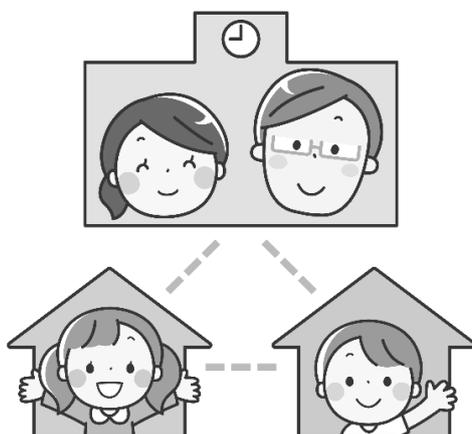
指導課・各学校

各学校の授業や行事をホームページ等で積極的に公開するなど，情報発信に努めます。

幼児教育と小学校教育の接続のための研修会

指導課・生涯学習課・子ども家庭課

幼児教育と小学校教育の連携に関する研修会を開催し，円滑な接続を推進します。



基本方針3 郷土の自然・伝統・文化を継承し、生涯を通して学び、活躍できる環境の充実

(1) 生涯学習活動の活性化

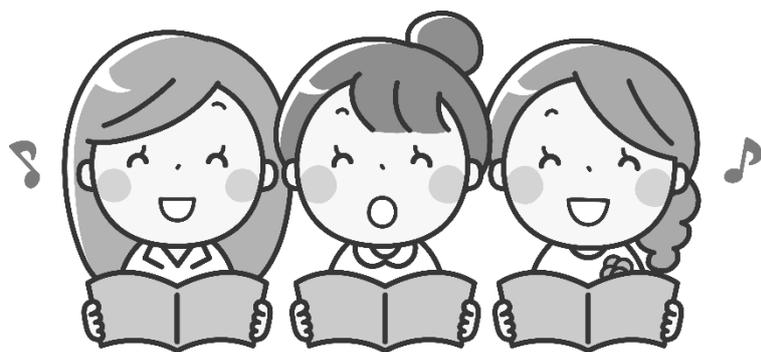
「第3次銚田市生涯学習推進計画」に基づき、公民館の学習プログラム(教室・講座)の充実を図り、市民の自主的学習活動を支援するとともに、学習の成果を発表する機会の提供や生涯学習情報の発信に努めます。また、生涯学習関連の公共施設の維持・整備と拠点づくりに努めるとともに、利便性の向上や効率的な運営を目指します。

■主な取り組み

成人教育	公民館
知識・教養を身に付け、文化活動を通し人間性豊かな地域社会での生きがいづくりを推進します。	
青少年教育	公民館
豊かな心を持つ青少年育成のため、学校外活動の充実や親子の活動の機会提供を図ります。	
高齢者教育	公民館
高齢期を健康でいきいきと過ごせるよう生きがいづくりを推進します。	
公民館クラブ活動	公民館
多様な文化活動を行う団体を支援します。	
公民館参加者発表会	公民館
公民館で活動しているクラブ及び教室参加者の作品の展示・発表する機会を提供します。	
図書館展示	図書館
郷土資料展示室を市民活動の紹介の場として提供し、生涯学習の振興を図ります。	
生涯学習相談体制の充実	生涯学習課
生涯学習に関する、様々な分野での相談体制を充実します。	
生涯学習施設の利用の推進	生涯学習課
市民の利用要望に対応するため、サービス向上と施設の改修、整備を図ります。	
社会教育等複合施設の活用	生涯学習課
旧徳宿小学校を活用した社会教育等複合施設を整備し、地域資源を活用した生涯学習の活性化を図ります。	
人材育成環境の向上	生涯学習課
市民主体で行う自主講座を支援することで、生涯学習を担う新たな人材の発掘・養成に努めます。	

■数値目標

指標名		基準値		目標値
自主的な学習活動をしている市民の割合				
教育振興に関するアンケート調査の「自主的な学習活動などを行っていますか。」の質問に「している」と回答した割合	R2	22.8%	▶	R7 40.0%
市が主催する各種学級・講座の年間参加者数	R1	1,126 人	▶	R7 2,000 人
市が主催する成人教育講座数	R1	16 講座	▶	R7 29 講座
市が主催する青少年教育講座数	R1	11 講座	▶	R7 15 講座
公民館の年間利用者数	R1	46,336 人	▶	R7 53,000 人
公民館クラブ数	R1	133 件	▶	R7 135 件



(2) 図書館機能の充実

市民の多様な学習・読書ニーズに対応した蔵書の充実に努めるとともに、図書館の利活用の取り組みを進め、読書人口の拡大と学習拠点としての機能の充実を図ります。

また、読書に親しむ環境や読書意欲の高揚を図るため、ボランティア団体などと連携した活動の推進を図ります。

■主な取り組み

読み聞かせ活動	図書館
ボランティア団体による幼児・児童への読み聞かせ、創作活動などの支援や推進を図ります。	
ブックスタート事業	図書館
赤ちゃんと保護者を対象に絵本を贈り、絵本を開く楽しい体験を通し、心ふれあう機会を提供するとともに、読書に親しむきっかけをつくります。	
図書情報の提供	図書館
市広報又は、ホームページ、SNSなどを活用した図書情報の提供、図書館内に新刊及び時節に合った図書を配架する企画コーナーを設けるなど、図書館利用の促進を図ります。	
図書館情報システムの充実	図書館
図書の適正な管理と円滑な運営を推進するため、図書館情報システムの更新及び充実に努めます。	
蔵書の充実	図書館
市民のニーズを踏まえ広範囲な分野の資料を収集するとともに、継続した資料の更新を図り、魅力ある蔵書構成を目指します。	
学校との連携	図書館
児童生徒の授業・部活動等の成果物及びお薦めの本の展示等により、学校を窓口とした図書館の利用を図るとともに、授業等に関連した資料の提供による学習支援に努めます。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
図書館の年間利用者数	R1	60,133 人	R7	63,000 人
児童書貸出冊数	R1	29,367 冊	R7	31,500 冊

(3) 青少年健全育成の推進

青少年相談員の活動を充実させるとともに、青少年育成銚田市民会議等の関係団体と連携を図りつつ、市全体で青少年健全育成活動を活性化させ、あわせて、青少年の学校外活動も実施しながら、豊かな心を育むよう努めます。

■主な取り組み

青少年相談員活動事業	生涯学習課
青少年対策の総合的な推進を図るため、青少年相談員を設置し、青少年の健全育成推進のため相談窓口の開設や街頭活動を行います。	
子どもの居場所づくり事業	生涯学習課
放課後や長期休業期間を利用した自然観察や社会見学などの体験学習の提供を行い、知識と豊かな心を持った子どもの育成を図る活動や土曜教育活動等の充実を図り、子どもたちが安心できる居場所を確保します。	
青少年健全育成事業	生涯学習課
青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校が連携して各種事業に取り組むとともに、青少年育成銚田市民会議をはじめ、関係団体の活動を支援します。	
放課後児童健全育成事業	子ども家庭課
保護者が日中家庭にいない小学校就学児童を対象に、放課後等の児童の安全な居場所を提供するため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	
人権教育・啓発の推進	生涯学習課・総務課・社会福祉課
社会教育における人権に関する学習活動を推進するため、人権に関する啓発活動、学習機会の提供を行い、意識の高揚を図ります。 また、人権・同和問題に関する講演会を開催し、人権意識の向上を図ります。	
薬物乱用防止活動	生涯学習課
青少年に対し、喫煙を含めた薬物の乱用防止の啓発を推進し、心身への害の恐ろしさを理解させるとともに、関係機関との連携により未然防止に努めます。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
土曜教室参加者数	R1	116人	R7	150人

(4) 文化・芸術活動の活性化

地域コミュニティが希薄化する中、人と人、人と地域をつなぐ文化・芸術活動の充実を図ります。また、市民が身近に文化・芸術を享受できるよう、様々な公演や展示等に対する支援を行うとともに、市民の文化・芸術活動が一層活発となるよう、その中核機関となる文化・芸術活動団体の活動を支援し文化活動の振興を図ります。

■主な取り組み

芸術文化団体の支援	公民館
文化協会をはじめとした、市民が主体的に設立した芸術文化団体を支援し、市民レベルでの活動の活性化を図ります。	
芸術鑑賞会	公民館
伝統芸能及び芸術文化の鑑賞の機会を提供し、芸術文化に対する感動を育むとともに、普及発展を図ります。	
芸術文化創造事業	公民館
市民一人一人が多様な文化に触れる機会を創出し、芸術文化活動の振興が図れるよう、鑑賞型、普及育成型、参加型、創造型に区分し、自主事業を企画・運営します。	
鉾田市文化祭	公民館
市民の文化の向上・発展を目指し、創作活動作品を展示・発表する機会を提供します。	
鉾田市美術展覧会	公民館
市の美術文化の向上と発展を目指し、文化芸術に対する意欲的な創作発表を奨励します。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
文化・生涯学習の機会に関する満足度 市政運営に関わる市民満足度調査の「市民主体の活動として、文化・生涯学習の機会に関する満足度についてお答えください。」の質問に「満足」と「やや満足」回答した割合	R1	15.0%	R7	20.0%
美術展覧会の出品者数・来場者数	R1	出品点数 145 点 来場者数 289 人	R7	出品点数 180 点 来場者数 380 人
芸術鑑賞会開催回数	R1	8回	R7	13回
音楽アウトリーチ実施校数	R1	5校	R7	8校
舞台芸術ワークショップ実施校数	R1	9校	R7	4校
楽器別クリニック実施校数	R1	5校	R7	4校

(5) 文化財の保護・啓発

新たに設置した歴史民俗資料館に、市内遺跡から発掘した考古出土品、歴史資料の古文書、生活や生業に関わる民俗資料等を展示するとともに、本市の歴史を紐解く資料として、貴重な文化財の保護と意識啓発の一層の充実を図ります。

■主な取り組み

文化財保護の普及・啓発	生涯学習課
-------------	-------

国・県・市指定文化財の保護、保存、活用や市内遺跡の保護、保存を図ります。また、展示施設を活用して市民の知る機会の創出に取り組みます。

文化財警防訓練	生涯学習課・総務課
---------	-----------

文化財防火デーに伴い、文化財を火災から守るための警防訓練を通して、文化財保護の意識啓発を図ります。

文化財展示施設の活用促進	生涯学習課
--------------	-------

社会教育等複合施設内に歴史民俗資料館を設置し、地域の歴史や文化環境を形づくる貴重な文化財、民具等を広く一般に公開し、保護意識を高めます。

ふるさと意識の醸成	生涯学習課・まちづくり推進課
-----------	----------------

中学2年生を対象に本市の魅力を知る機会を創出することで、郷土愛を深めます。
また、地元中学生・高校生と首都圏大学生とが連携を図り、地域課題や地域資源（人材・歴史・自然環境等）の発見など、地域について自ら学ぶ仕組みを構築します。

■数値目標

指標名	基準値		目標値
文化財展示施設利用者数	R1	271人	R7 1,500人 (歴史民俗資料展示含む)

基本方針4 生涯を通して楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の充実

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の健康づくりをはじめ、市民同士の交流や市民全体の一体化につながる各種スポーツ教室・スポーツイベントを定期的で開催します。

地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、体育協会やスポーツ少年団の指導者講習会などを通じた指導者の育成に努めます。

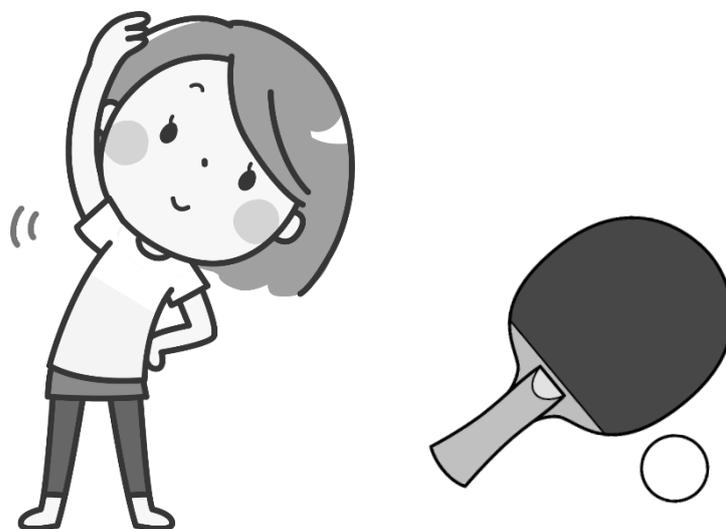
銚田市内の社会体育施設を大会形式で利用する際の利用方針を定めた、「銚田市社会体育施設の大会形式での利用に関するガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症対策を行います。

■主な取り組み

スポーツ推進事業	生涯学習課
体育運動の振興とスポーツの普及を図り、市民の体力を向上させるため、各種スポーツ団体に補助金を交付します。また、各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催し、スポーツの持つ楽しさや人との交流を通じて、市民の健康意識向上及び健康増進を図ります。	
健康増進事業(健康づくり教室)	健康増進課
健康づくりの基本である運動に対する市民の意欲を高め、運動を習慣化することで、健康の保持・増進ができるよう支援します。	
高齢者スポーツ大会の開催	社会福祉協議会
高齢者がスポーツを通して親睦を深めるとともに、健康の保持・増進を図るため、各種レクリエーション活動を推進します。	
ほこたマラソン大会事業	生涯学習課
生涯を通じた健康づくりと市民の体力向上及び市のPRを目的にマラソン大会を開催します。	
ウォーキングの普及・啓発	健康増進課
生活習慣病の原因となる「肥満」を予防するため、生涯を通じてできるウォーキングの普及・啓発を図ります。また、健康へ関心を持ってもらうためのイベントなどを開催し、健康づくりに対する意識の高揚、啓発を図ります。	
健康増進施設の有効活用	健康増進課
ほっとパーク銚田、とっぷ・さんて大洋の利用増進及び有効活用を図ることで、市民の心身の健康増進につなげます。	
指導者の育成	生涯学習課・ 介護保険課
地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、体育協会やスポーツ少年団の指導者講習会などを通じた指導者の育成に努めます。 また、地域で介護予防に関する知識や体操の普及活動を行うシルバーリハビリ体操指導士を養成し、高齢者互助の支援体制を構築します。	

■数値目標

指標名	基準値		目標値	
卓球教室(春季)(参加延べ人数)	R1	323人	▶	R7 340人
卓球教室(秋季)(参加延べ人数)	R1	350人	▶	R7 368人
バドミントン教室(参加延べ人数)	R1	120人	▶	R7 126人
クライミング教室	R1	91人	▶	R7 180人
陸上教室	R1	150人	▶	R7 158人
ほっとパーク銚田, とっぶ・さんて大洋入館者数 (延べ人数)	R1	286,991人	▶	R7 321,000人



(2) スポーツ・レクリエーション施設整備・充実

老若男女を問わず、いつでも・どこでも、スポーツに親しむ環境づくりを目的とした、総合型地域スポーツクラブの設置・運営を支援するとともに、運動施設の利用促進に向けて、施設の保全と維持管理を行い、施設の機能充実を図ります。

また、市内小中学校の校庭や体育館を解放し、社会体育を普及するとともに、幼児及び児童生徒の安全な遊び場の確保に努めます。

■主な取り組み

総合型地域スポーツクラブへの支援	生涯学習課
地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブとして、地域住民の自主的な運営による総合型スポーツクラブの実施を推進します。	
社会体育施設機能の充実	生涯学習課
既存施設の現状、課題を把握し、安全な施設利用のために適時施設の修繕を行い、適切な維持管理に努めます。また、老朽化した施設について必要に応じて改修を行い、機能性や快適性の向上を図ります。	
体育施設管理事業	生涯学習課
市民がいつでも気軽に利用できるよう、公共スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営に努めます。	
学校施設の開放	生涯学習課・ 教育総務課
小中学校の校庭や体育館を学校教育に支障のない範囲で、幼児・児童生徒及びその他一般市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動などの社会教育の充実を図ります。	
社会体育施設の安全確保	生涯学習課
利用促進に向けて、施設の保全と維持管理を行い、施設の機能充実を図ります。	

■数値目標

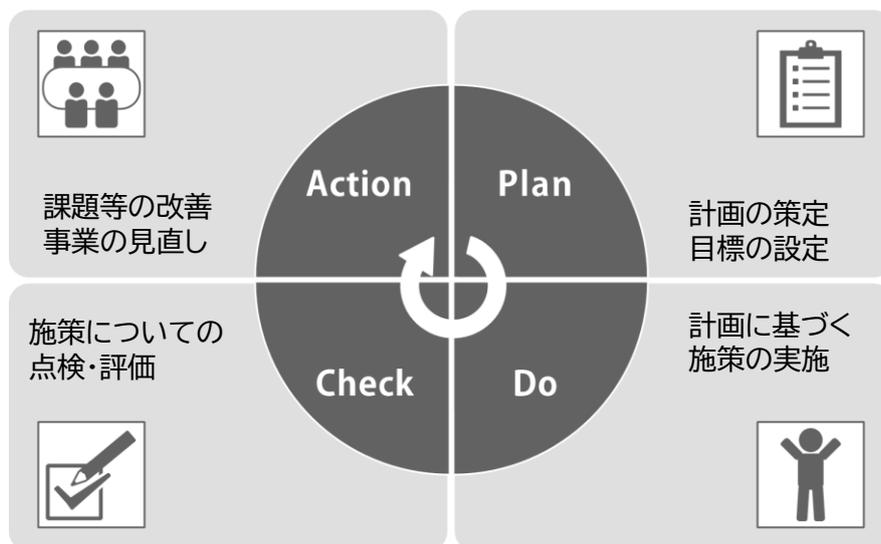
指標名	基準値		目標値		
運動施設の年間利用者数	R1	197,622人	▶	R7	207,000人

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進管理

本計画を効果的に推進するためには、各施策の執行状況の点検とその結果のフィードバックが必要です。そこで各施策について、計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→処置・改善(Action)のマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

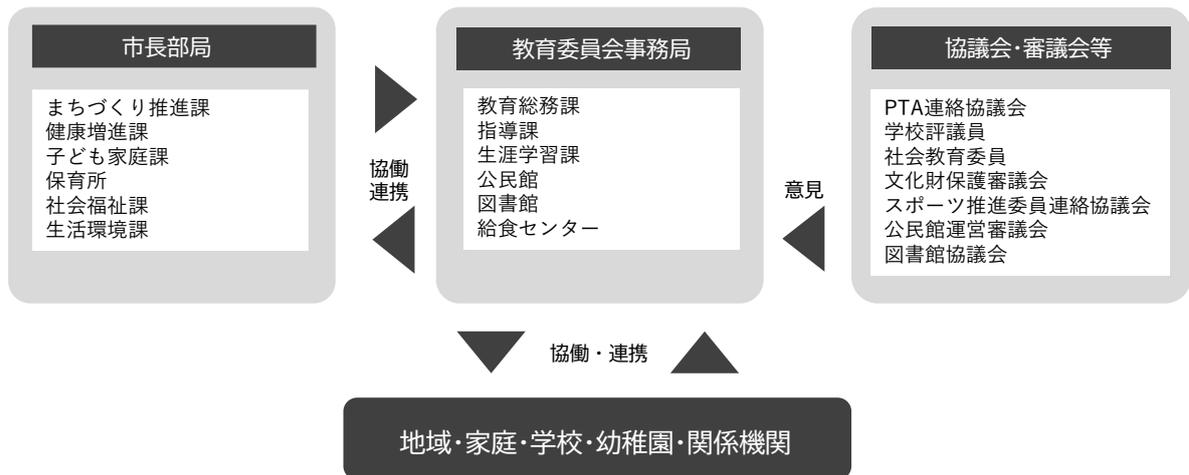
銚田市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育に対し高い知見を有する学識経験者からのご意見をいただきながら、教育に関する施策についての点検・評価を毎年度実施しています。また、点検・評価の結果である「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に基づき、毎年度、本計画の進捗状況について、課題や問題点の整理分析を行い、次年度で実施すべき施策の策定に取り組んでいます。



2 計画の推進体制

教育に関わる各種施策は、教育委員会をはじめ、市長部局の子ども家庭課や健康増進課などにおいても横断的に行われています。

今後は、これまで以上に関係部局との連携を強め、関係各課との調整を図りながら、より効果的な施策の推進に努めていきます。



3 情報の発信と収集

施策の具現化にあたっては、多くの市民の理解と協力を得ることが必要であり、市民協働による効果的な教育行政の推進が重要です。今後も、本市の教育行政の目指す方向性や施策の内容などを、よりわかりやすく情報提供できるように努めていきます。

また、近年の急速に変化する社会情勢の中では、市民の教育行政に対するニーズも多様化しています。そのため、教育全般に関する最新の情報を的確に把握するよう努めていきます。

1 銚田市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月27日
訓令第6号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本となる銚田市教育振興基本計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、銚田市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、銚田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

2 必要に応じて委員を補充するものとする。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庁内ワーキング)

第7条 第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、策定委員会に庁内ワーキングを置くことができる。

2 庁内ワーキングは、次の各号に掲げる職員のうちから、当該職員の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する。

(1) 次に掲げる課又は施設に所属する者

ア 教育総務課

イ 指導課

ウ 生涯学習課

エ 公民館

オ 図書館

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

3 庁内ワーキングは、施策の実現に向けた資料収集及び専門的な調査研究を行い、教育振興基本計画の原案作成に必要な基礎資料を作成し、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び庁内ワーキングの庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

(報償)

第10条 謝金につきましては、策定委員会に出席した場合、1回につき5,400円とする。

(費用弁償)

第11条 策定委員会及び庁内ワーキングに出席した場合、1回につき500円とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月27日から施行する。

2 銚田市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

氏名	団体等	備考
生越 達	茨城大学教授	委員長
坂本 友勝	P T A連絡協議会	
村田 武彦	校長会	副委員長
狩野 秀彦	教育会	
山口 俊夫	幼稚園長会	
中根 節男	社会教育委員	
吉川 常英	文化財保護審議会	
槐 和浩	スポーツ推進委員連絡協議会	
高野 未子	公民館運営審議会	
嶋田 知恵子	図書館協議会	
石山 ちい子	青少年育成銚田市民会議	
菅谷 美祐	福祉事務所	
小沼 富男	教育部	
宮内 孝浩	教育部	

(順不同・敬称略)

3 銚田市教育振興基本計画庁内ワーキング名簿

氏名	役職	備考
杉山 盛弘	教育総務課係長	
河原 真樹	指導課副参事	
高橋 昇夫	生涯学習課課長補佐	
石田 裕之	公民館副館長兼庶務係長	
吉川 紀子	図書館副館長兼奉仕係長	
方波見 和代	子ども家庭課課長補佐	
平野 美津子	大洋中学校教務主任	
細谷 由美	銚田北幼稚園副園長	

(順不同・敬称略)

4 策定経過

年月日	会議名	内容
令和2年 7月14日 ～8月5日	教育振興に関する アンケート調査	
令和2年 9月28日	第1回 庁内ワーキング	(1)教育振興に関するアンケート調査について (2)第3期銚田市教育振興基本計画の骨子案について (3)基本理念について (4)第3期銚田市教育振興基本計画策定スケジュールについて
令和2年 10月9日	第1回 策定委員会	(1)教育振興に関するアンケート調査について (2)第3期銚田市教育振興基本計画の骨子案について (3)基本方針(案)・施策の方向(案)について (4)第3期銚田市教育振興基本計画策定スケジュールについて
令和2年 11月9日	第2回 庁内ワーキング	(1)第3期銚田市教育振興基本計画の素案について
令和2年 12月25日	第2回 策定委員会	(1)第3期銚田市教育振興基本計画の素案について
令和3年 1月12日 ～2月10日	パブリックコメント	
令和3年 2月17日	第3回 庁内ワーキング	(1)パブリックコメント等に対する回答について
令和3年 3月10日	第3回 策定委員会	(1)パブリックコメント等の結果について (2)第3期銚田市教育振興基本計画の案について

5 用語解説

	用語	解説
あ	IoT	Internet of Things の略で、様々な物がインターネットにつながる仕組みのこと。日本語では「モノのインターネット」と訳されている。
	ICT(情報通信技術)	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
	ICT 支援員	授業のほか、校内研修や校務など、ICT 活用を円滑に進める環境づくりのために、教員の ICT 活用を支援する者のこと。
	ESD(持続可能な開発のための教育)	Education for Sustainable Development の略。世界にある環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
	生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるための、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
	イングリッシュ・キャンプ	仲間や外国人講師と共に英語を使って様々な活動を行うことを通して、英語の学習への意欲を一層高めることを目的として実施する活動のこと。
	SNS	Social Networking Service の略で、人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。
	SDGs(持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、令和 12 年までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。17 の大きな目標(ゴール)と 169 のターゲットから構成されている。
	OECD(経済協力開発機構)	Organisation for Economic Co-operation and Development の略で経済協力開発機構のこと。世界中の経済、社会福祉の向上を促進するための活動を行う国際機関で、欧州諸国、米国、日本など 37 カ国が加盟している。

	用語	解説
か	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacher の略で、小中学校における外国語指導の補助的役割を担う外国語を母国語とする外国人講師のこと。
	学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準のこと。約 10 年に1度改訂されている。
	学校安全ボランティア	児童生徒の登下校時の安全の確保や犯罪や事故を未然に防止するため、通学路での見守りなど日常的に子どもたちを見守るボランティア活動のこと。
	学校支援ボランティア	子どもの教育のために役に立ちたいという熱い思いをもって、教育活動や学校環境整備を支援するボランティア活動のこと。
	学校評議員制度	学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するための制度。
	カリキュラム・マネジメント	教育内容の質の向上に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成、実施、評価して改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	考え、議論する道徳	答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、道徳的価値を自分自身との関わりで考えることや物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める道徳学習のこと。
	GIGA スクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現すること。
	キャリアカウンセリング	子どもたち一人一人の生き方や進路、教科・科目等の選択に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、子どもたちが自らの意志と責任で進路を選択することができるようにするための、個別又はグループ別に行う指導援助のこと。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい、生き方の実現を促す教育のこと。	

	用語	解説
か	キャリアパスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ(学習の過程や成果などの記録や作品をファイル等に集積したもの)のこと。
	グローバル化	技術の革新によって、人・物材・情報の国際的移動が活性化し、政治・文化・経済など様々な分野で、従来の国や地域といった物理的な垣根を超えて世界規模でその結びつきが深まること。
	子どもの貧困率	平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合のこと。
さ	主体的・対話的で深い学び	子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること。
	情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせる教育のこと。
	食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
	スクールカウンセラー	学校における児童生徒の心理に関する支援に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く者のこと。
	スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事する福祉の専門家のこと。
	生活指導員	幼稚園において、支援が必要な園児に対し、基本的な生活習慣を身に付けるためのサポートを行う者のこと。
	青少年相談員	青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する街頭での声かけ・相談など、青少年を取り巻く社会環境の健全化などを行う者のこと。
	相対的貧困率	世帯の所得が、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合のこと。

	用語	解説
た	地域コミュニティ	同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。
	超スマート社会 (Society5.0)	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会のこと。
	適応指導教室	不登校児童生徒の集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資する施設。
	デジタル教科書	紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。
	点検・評価	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出すること。
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
	特別支援教育支援員	市立小中学校において、特別な配慮が必要な児童生徒に対し、基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助、発達障害の児童生徒に対する学習支援、学習活動、教室間移動等における介助などを行う者のこと。
な	ノーメディアデー	子どもたちが、テレビやゲーム、携帯・スマホ、インターネット等の使用時間を減らし、時間を有効に活用したり家族とふれあう時間を大切にしたりすることを目的として実施しているもの。

	用語	解説
は	働き方改革	働く人がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革のこと。 学校においても、教員の長時間勤務の是正に向けて、学校及び教師が行う業務の明確化・適正化や勤務時間の在り方に関する意識改革などの働き方改革を進めている。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群を表す用語。ICT(情報通信技術)の進歩によって、大量で多種多様なデータの生成・収集・分析が可能となり、潜在化していた傾向やニーズを把握することができるため、社会や経済の高度で複雑な課題解決に貢献する可能性を有している。
	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験とっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動のこと。
	銚田市授業スタイル2nd	児童生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにするため、市内全小・中学校で授業力の向上を目指し、質の高い授業を実践するための授業スタイルのこと。
ま	学びのセーフティネット	家庭環境や住んでいる地域に左右されず子どもが進学等を断念しないよう教育費負担の軽減を図るとともに、様々なニーズに対応した教育機会を幼児期から提供するなどの支援を行うこと。
	マネジメントサイクル	仕事をどのような過程で回すと、効率よく業務を行えるようになるかという理論のこと。
ら	ライフスタイル	生活習慣や人生観、価値観などを含めた個人の生活様式のこと。

第3期鉾田市教育振興基本計画

発行日：令和3年3月

編集・発行：鉾田市教育委員会

住所：〒311-1492 茨城県鉾田市造谷 605 番地 3

電話：0291-37-4340

ホームページ：<https://www.city.hokota.lg.jp>

